

令和7年度

保育施設利用のしおり

～お願い～

保育施設によって保育方針が異なります。
お申込み前に、入園を希望する保育施設の見学や説明会に参加する
など、あらかじめ保育方針を必ずご確認ください。



目次

1	教育・保育給付認定について	P 1
2	教育・保育を受けられる施設・事業等について	P 2
3	教育・保育給付認定と利用の手続き	P 4
4	利用開始後について	P 8
5	市外の保育施設の利用申請	P 10
6	必要書類など	P 11
7	保育料・給食費（副食費）	P 14
8	保育施設一覧表	P 19
9	保育施設要覧	P 21
	・市内保育施設位置図	P 36
10	保育施設利用Q&A	P 38
★	申請書等記入例	P 42
★	申請書一式	P 46

薩摩川内市

1 教育・保育給付認定について

市は保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢など客観的基準により、次の3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申込みに加えて、**教育・保育給付認定の申請が必要です**。また、**認定された区分に応じて利用できる施設・事業が異なります**。

認定区分		保育の必要性	利用可能施設
1号	満3歳以上の教育認定	なし	幼稚園※、認定こども園
2号	満3歳以上の保育認定	あり	保育所、認定こども園
3号	満3歳未満の保育認定	あり	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。

◇「1号認定」と「2号認定」を重複して受けることはできません。

◇保育施設の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。2号・3号認定を受けるには、次の「保育の必要性の事由」が必要です。

保育の必要性の事由

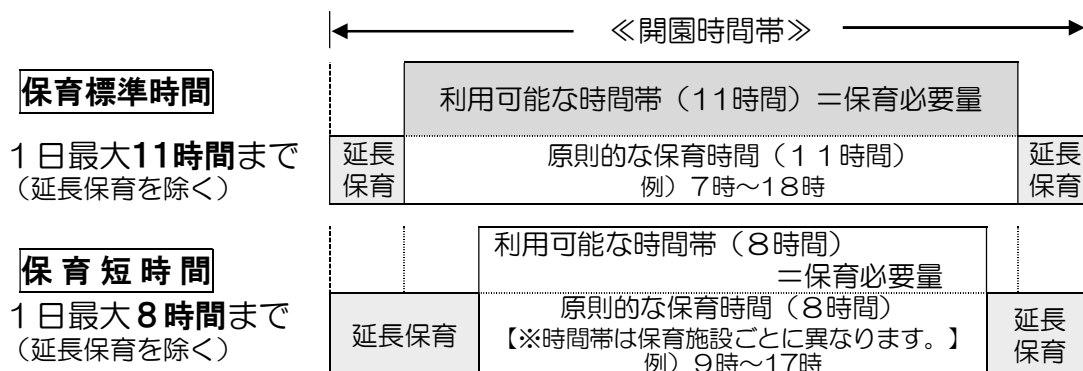
◇保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

- (1) 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労をしていること
- (2) 妊娠中または出産の直後であること
- (3) 病気やけがのため、または精神や身体に障害があること
- (4) 親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
（認定後90日以内に、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労を開始することが条件）
- (7) 学校教育法に規定された学校等に在学しているか、職業訓練校で職業訓練を受けていること
- (8) 育児休業を取得しているか、出産前の勤務先に出産後再雇用が決まっていること（現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ）
※育児休業中の新規入所はできません。
- (9) その他、法令等に定めのある場合

※詳細についてはP12に記載しています。

保育の必要量

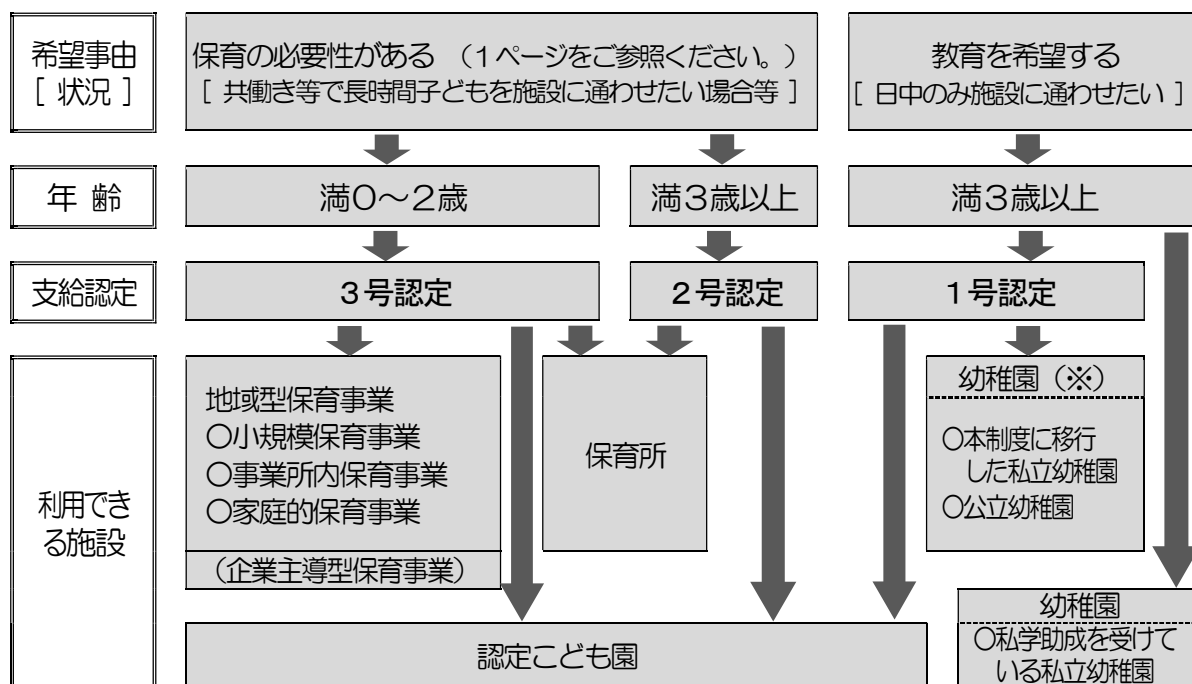
◇「保育の必要性あり」と認定された場合、その事由に応じて「保育の必要量」もあわせて認定します（P 12 参考）。認定された「保育の必要量」に応じて、保育施設等の最大利用可能時間が異なります。認定の区分は次のとおりです。



※里保育園および下駄保育園の保育標準時間は10時間です。

2 教育・保育を受けられる施設・事業等について

教育・保育施設、事業の選択



※幼稚園は、満3歳児以上で保育の必要性がある場合でもご利用になれます。

※公立幼稚園の利用申込は、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

※里保育園・下駄保育園では、ご利用にならない保育事業などが含まれています。

◇上記以外の場合で、ときどきお子さんを預けたいときなどは、各施設の一時預かり事業をご利用になれます（ご利用方法などは、ご希望の施設に直接お問い合わせください）。

教育・保育施設、事業の種類

保育施設の一覧は19～20ページをご覧ください。

① 認定こども園

◇保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わらず、どのお子さんも教育・保育と一緒に受けられます。

② 保育所（認可保育所）

◇保護者が就労、病気、看護、介護、出産などの事情でお子さんを保育することができない場合、児童福祉法に基づき保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

③ 小規模保育事業

◇3歳未満のお子さんを対象に、少人数（6～19人）による保育を行います。
※里保育園及び下甕保育園は小規模保育事業相当の特例保育を行う施設になります。

④ 事業所内保育事業

◇企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員のお子さんと3歳未満の地域のお子さんをいっしょに保育します。

⑤ 家庭的保育事業 ※

◇市が認可した家庭的保育者が、少人数（最大3～5名まで、3歳未満のお子さん）を対象に家庭的な雰囲気の中で保育ができることが特徴です。
※令和6年11月1日現在、令和7年度に薩摩川内市内での実施予定はありません。今後、新たに事業を行う施設等がある場合は、市のホームページなどでお知らせします。

⑥ 幼稚園

◇小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間前後お預かりします。
保護者の希望により、預かり保育を行っている施設もあります。
※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。

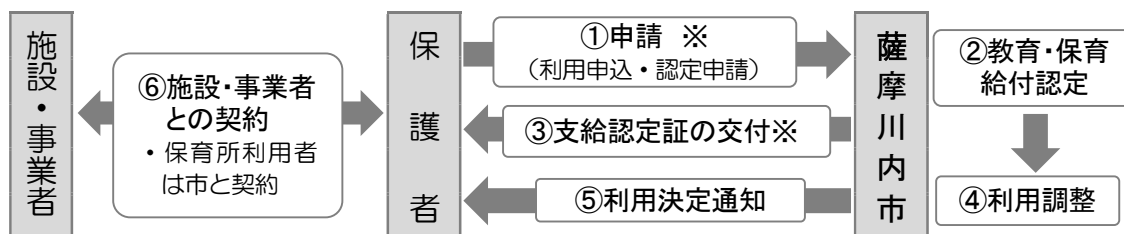
★ 企業主導型保育事業

企業などが自ら事業所内保育を設置し、従業員の多様な働き方に応じて柔軟な保育を行う事業です。従業員のお子さんのほか、定員の半数を上限に、地域のお子さんを一緒に保育する事業所もあります。

※地域のお子さんが利用する場合、国の無償化の対象となるためには、市町村の教育保育・給付認定（2・3号認定）を受ける必要があります。
ただし、市町村による利用調整対象施設ではありませんので、入所のお申し込みは直接、企業主導型保育事業所へお願いします。

3 教育・保育給付認定と利用の手続き

保育所や認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業などの利用を希望する保護者の方は、利用申込みと同時に、2号・3号の教育・保育給付認定の申請が必要です。

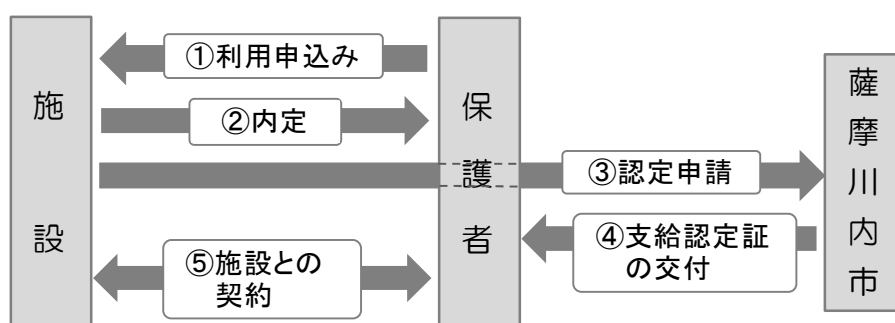


※申請内容と実情が異なっていた場合や、虚偽が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや決定の取消しなどを行いますので、申請関係の書類は厳正に作成してください。なお、やむを得ず申請状況に変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。
※現在「③支給認定証の交付」は省略しています。必要な場合は、ご連絡ください。

参考【1号認定（教育標準時間）の場合】

◇教育施設で利用内定を受けた後に、施設をとおして薩摩川内市に教育・保育給付認定の申請を行ってください。

◇支給認定証を、薩摩川内市から交付します。



◇1号認定を受けたあと、2号認定を受けるためには1ページにある「保育の必要性の事由」が必要です。手続きの方法は、次ページ以降で案内する「利用手続きの流れ」などをご覧ください。この場合、申請書および保育必要性の事由を確認するための必要書類などを子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

利用手続きの流れ

教育・保育給付認定、保育施設利用の申請

◇「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳」に必要書類を添えて、市に提出してください。

※申込期限までに必要書類が揃っていない場合、申請を受理できません。

※市への直接提出が出来ない場合は、郵便による提出も可能です（期限内必着）。

◆4月から利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

期 間	令和6年11月1日(金)～11月29日(金)の平日 ※12月2日以降も随時受付
時 間	8:30～12:00、13:00～17:15
場 所	市役所本庁子育て支援課（郵送可） 甌島振興局、各支所地域振興課

◆5月以降利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

利用希望(入所)日	受付期間	申込場所
令和7年 5月1日	令和7年 3月 3日(月)～令和7年 4月 4日(金)	甌島振興局・各支所地域振興課 市役所本庁子育て支援課
6月1日	令和7年 4月 1日(火)～令和7年 5月 7日(水)	
7月1日	令和7年 5月 1日(木)～令和7年 6月 5日(木)	
8月1日	令和7年 6月 2日(月)～令和7年 7月 4日(金)	
9月1日	令和7年 7月 1日(火)～令和7年 8月 5日(火)	
10月1日	令和7年 8月 1日(金)～令和7年 9月 5日(金)	
11月1日	令和7年 9月 1日(月)～令和7年10月 6日(月)	
12月1日	令和7年10月 1日(水)～令和7年11月 5日(水)	
令和8年 1月1日	令和7年11月 4日(火)～令和7年12月 5日(金)	
2月1日	令和7年11月 4日(火)～令和7年 1月 6日(火)	
3月1日	令和7年11月 4日(火)～令和7年 2月 5日(木)	

※令和8年1月1日以降の利用希望者の方は、令和8年4月1日入所希望者と同時に利用調整を行いますので、令和7年11月中に令和8年度の申請と同時に提出してください。

教育・保育給付認定

◇提出のあった書類をもとに、教育・保育給付認定の可否を行います。

※教育・保育給付認定できなかった方にはその旨を通知します。

保育施設、事業利用の調整

◇保育の必要性の度合いを点数化し、必要性の高いお子さんから利用を決定します（※申込み順ではありません）。

※ただし、4月1日利用開始の調整は、上記期間内（11月中）にお申し込みのあったものから行います。

◇申請書に記載された希望施設以外の利用調整はしません。複数の施設を希望される場合は第5希望までの施設を申請書へご記入ください。

なお、第1希望以外の施設に決定する場合がありますが、事前に保護者のご承諾は得ませんので、あらかじめご了承ください。

結果のお知らせ

- ◇4月1日利用の教育・保育給付認定と利用調整の結果は、1月下旬頃から順次通知する予定です。
- ◇5月1日以降の利用調整の結果は、利用できる方に対して、入所月の前月18日頃に入所承諾書を郵送します。
- ◇利用調整の結果、決定できなかった（待機となる）お子さんについては、入所保留通知書を郵送します。
※通知は、最初の1回のみです。
- ◇入所保留となった場合は、申請の変更や取り下げなどをされない限り、引き続き年度内の利用希望の意思があるものとして再度利用調整の対象としますので、改めて申請する必要はありません。

説明・契約

- ◇施設の利用が決定しましたら、施設で入所に関する説明を受けてください。お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんとご同行ください。
- ◇保育園以外の施設は、保護者と施設との契約を行います。保育条件や実費徴収金などをふまえて、双方の意思（合意）を確認します。

施設での利用開始

- ◇毎月1日が利用開始日です。

利用申込みの取り下げ

- ◇利用申込みを取り下げる場合は、「利用申込取下申出書」を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

就労や世帯等の状況に変更が生じた場合

- ◇就労の状況に変更が生じた場合は、12ページを参考に必要書類を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課へ早急にご提出ください。
- ◇婚姻や離婚、きょうだいの幼稚園への入園、同居のご家族に障害者手帳が交付された場合など、保育料に変更が生じるときも手続きが必要です。
- ◇手続きがない場合、教育・保育給付認定の取消しや退園となることがありますのでご注意ください。

障害をお持ちのお子さんの利用申込み

- ◇障害の特性や程度、保育士の配置などの確認が必要なため、申込みの前に利用を希望する施設に必ずご相談ください。**利用を希望する施設に事前の相談がなかった場合、障害の特性や程度によっては、保育士の配置の調整等から、内定が取り消しになる場合がありますので、ご注意ください。**

育児休業を取得する場合

◇第2子以降の出生後に育児休業を取得する方で、新生児の兄姉は、次に該当する場合に限り保育施設を一定期間ご利用になれます。

※現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ。育児休業中の新規入所は出来ません。

ケース	利用できる期限	必要な書類
育児休業を取得する場合 (出産前と同じ勤務先に出産後再雇用が決まっている場合も含む)	1歳に達する日以後の最初の3月31日まで	就労証明書(復職予定日記載のもの)

◇上記の期限内に要件に該当しなくなった場合は、保育施設を利用できません。

就労により新規入所する場合の「ならし保育」について

◇すでに就労先が決定している場合、または育児休業から復職することが決まっている場合は、「ならし保育」をご利用になれます。

◇利用開始の対象となる月は、就労開始日(復職日)によって異なります。

就労開始日(復職する日)	利用申込可能な日
1日から15日の間に就労開始する場合	就労する月の前月の1日から
16日から31日の間に就労開始する場合	就労する月の1日から

(例) 9月1日から15日の間に復職の場合、8月1日を利用開始の日として申し込みができます。この場合の利用申込は、7月4日までとなります。

◇提出された就労証明書などにより、復職日を確認します。

市外から転入予定で保育施設利用の申し込みをしたい場合

◇薩摩川内市外から転入後にお子さんの保育施設の利用を希望する場合、転入前であっても薩摩川内市へ申し込むことができます。申請書や証明書類などをご提出ください。

◇利用調整の結果、利用可能なときは入所内定通知書を郵送し、転入後正式に入所を承諾します。ただし、利用開始日において、保護者とお子さんが薩摩川内市に住民登録されていない場合、教育・保育給付認定ができないため保育施設の入所の内定を取り消します(保育施設の利用はできなくなります)。

4 利用開始後について

延長保育

◇延長保育は、就労時間の都合などの理由で、認定された保育の必要量による保育時間よりも、長くお子さんをお預けになりたい場合に利用可です。

※延長利用料は、幼児教育・保育無償化の対象外です。（実費負担）

◇施設への利用が決定してから各施設で手続きをしてください。

◇延長利用料は各施設におたずねください。

退園（利用辞退）

◇薩摩川内市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、早急に子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課へ「退園申出書」を提出してください。

※里帰り出産や、就労などの都合で薩摩川内市外の保育施設をご利用になる場合は、10ページをご参照ください。

市外に転出する場合

◇薩摩川内市外に転出される場合、ケースに従い手続きが必要です。転出先が決まり次第、子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課で手続きをしてください。

ケース	必要な手続き
①市外に転出し、在園している保育施設を退園する場合	・「退園申出書」を提出してください。
②市外に転出するが、引き続き在園する場合	・転出前に必ずご相談ください。転出先の市区町村で保育施設の申し込みと、事前の協議が必要です。 ・あわせて「退園申出書」を転出前までに提出してください。

※保育施設利用のお申込み先は、住所のある市区町村です（保育施設の所在市区町村ではありません）。

転園（施設変更）

◇利用開始後に利用する保育施設の転園（変更）を希望される場合は、「転園申込書」を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課へ提出してください。

◇転園を希望される場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用調整することになります。

◇希望施設に受入れの余裕がないなどの理由で、ご希望に沿えないことがあります。

◇転園のお申込みも、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。

◇転園が決定した場合、在籍していた施設は新たな利用調整を行うため、決定後の取り消しが出来ない場合があります。変更希望を取り下げる場合は、早急に「転園取下書」を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

2号認定から1号認定へ変更する場合の教育・保育給付認定の変更申請

- ◇2号認定を受けたお子さんが認定こども園で保育を受けている場合で、保育の必要性の事由がなくなり、引き続き認定こども園を利用するときは、1号認定への教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇認定こども園が1号認定として受け入れる場合、認定こども園を通じて教育・保育給付認定の変更申請をしてください。

上記以外の場合の教育・保育給付認定の変更申請

- ◇支給認定を受けた後に、保育の必要性の事由や家族の状況などに変更があった場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇申請内容の確認の結果、変更が生じた場合、入所内容変更通知書を発送します。
- ◇教育・保育給付認定の変更は、保育の必要量の変更も含め、原則として申請のあった翌月から適用します。ただし、教育・保育給付認定期間はその事由が発生した日をもとにして設定するため、変更の申請が遅れると教育・保育給付認定の期間が基準より短く設定されることがありますので、ご注意ください。

教育・保育給付認定期間が満了となった場合

- ◇教育・保育給付認定期間が満了となった場合で引き続き保育施設をご利用になるときは、改めて教育・保育給付認定の申請が必要です。この場合、再度利用調整するため引き続き保育施設を利用できるとは限りません。また、「保育の必要性の事由」がある場合は、それを確認するための必要書類を添えて変更申請してください。
- ◇教育・保育給付認定されない場合、保育施設を利用できませんのでご注意ください。

教育・保育給付認定現況届

- ◇2号認定・3号認定の教育・保育給付認定を受けて保育施設を利用しているときは、教育・保育給付認定の要件に合致しているかどうかと、翌年度の保育施設継続利用の希望を確認するために、8月頃に教育・保育給付認定現況届（以下「現況届」といいます。）を提出していただきます。詳しくは、その時期になりましたら別途お知らせします。
- ◇現況届の提出がないと、保育施設の翌年度の利用や、当年度途中でも保育施設の利用ができなくなることがあります。

5 市外の保育施設の利用申請

市外に転出する予定がある、または里帰り出産、勤務地などの理由で、薩摩川内市外の保育施設の利用を希望することができます。

お申し込みは、子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課で受け付けます。保育施設では受け付けません。なお、市区町村によっては域外からの入所に制限を設けているところがあります。

お申し込みの前に

◇希望先の市区町村の保育施設利用調整担当課へ次の事項を必ずご確認ください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 申込み締切日 | ④ 申込みする際の注意点 |
| ② 必要書類 | ⑤ 希望する施設の空き状況 |
| ③ 他市区町村からの申込み制限 | |

教育・保育給付認定・利用申請受付

◇子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課に必要書類をご提出ください。

必要書類

- ① 11～13ページに記載の書類
- ② ご希望の保育施設がある市区町村が必要とする書類

利用調整

◇ご希望の保育施設がある市区町村と薩摩川内市で協議し、利用調整を行います。なお、市区町村により、住民登録のある方を優先したり、ご希望の事由によって受入れを制限するため、市外在住者は利用できない場合があります。

◇転出予定の方の薩摩川内市へのお申し込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の保育施設利用調整担当課に教育・保育給付認定の申請および保育施設の利用の申し込みが必要となります。手続きをしないと、申し込みが継続しないことや、内定が取消されることがありますので、ご注意ください。

申請取下げ

◇市外の保育施設を利用する必要がなくなったときは、速やかに「利用申込取下申出書」を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課へ提出してください。

6 必要書類など (とじこみ書類に不足書類がないかご確認ください)

申込みの際は、次の書類をご提出ください。

① 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳 P46～49

◆新規のお申込みのほか、在園している保育施設以外や薩摩川内市以外の保育施設の利用を希望する場合なども、この申請書が必要です。

◆利用希望児童が複数の場合、児童ごとに申請書が必要です。

② 保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書 P50～51

◆内容をよくご確認ください、保護者（父母）それぞれ自筆で記入してください。

③ 保育を必要とする事由を確認するための資料

◆12ページをご覧ください。

④ 該当する場合のみ必要となる資料

◆13ページをご覧ください。

【注意事項】

○書類の提出後に、確認事項がある場合など、新たな書類の提出を依頼することがあります。

○ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に確認調査をすることがあります。

○ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要がありましたら提出前にコピーをしてください。

○利用手続きに関して不足書類がある場合は教育・保育給付認定及び利用調整ができません。利用開始希望月の締切日までに必ずご提出ください。

★保育実施（希望）の最長期間

※小規模・事業所内保育事業所は0～2歳までの施設利用となります。

生年月日	最長保育実施（希望）期間
平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月末日まで
令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月末日まで
令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月末日まで
令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月末日まで
令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月末日まで
令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月末日まで
令和7年4月2日～	令和14年3月末日まで

「③保育を必要とする事由を確認するための資料」および認定される必要量、認定期間について

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

保育の必要性の事由	必要書類	保育の必要量	認定期間
月120時間以上 就労 する	・ 就労証明書※ (復職の場合、復職予定日記載のもの)	保育標準時間	原則として、証明書で届出た就労が続いている間
月48時間以上120時間未満 就労 する(月12日以上就労する場合に限る)	・ 就労証明書※ (復職の場合、は復職予定日記載のもの)	保育短時間	
母親が 出産の前後 である	・ 母子手帳の写しまたは分娩予定証明書	保育標準時間	出産月の前3か月(出産月を含む)から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病 にかかる、 負傷 している、または精神・身体に 障害 を負っている	・ 医師の診断書または意見書 ※療養期間の分かるもの ・ 障害者手帳などの写し	保育標準時間	保育が困難と認められる期間
親族(長期入院等を含む)を 常時介護・看護 している	・ 医師の診断書または意見書 ・ 状況説明書(被介護者) ※介護の必要性のわかるもの	保護者の必要量に応じて認定	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の 災害復旧 に当たっている	・ リ災証明または状況説明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
継続的に 求職活動 や 起業準備 を行っている	・ 求職活動・起業準備状況申請書兼誓約書 【雇用保険に加入していた場合】 ・ 離職票 【雇用保険に加入していなかった場合】 ・ 退職証明書(退職日の明記されたもの)または求職活動についてハローワークが証明した書類	保育標準時間	効力発生日(認定日)から90日目を迎える月の末日まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	・ 在学証明書 ・ カリキュラム	保護者の必要量に応じて認定	卒業(修了)予定日を迎える月の翌月末日まで
育児休業 を取得している(出産前と同じ勤務先に 出産後再雇用 が決まっている場合も含む) ※保育施設利用中の児童が引き続き利用する場合のみ(育児休業中の新規入所は出来ません)	・ 就労証明書(復職予定日記載のもの)	保育標準時間	1歳に達する日以後の最初の3月31日まで

保育標準時間・・・保育時間1日最大11時間(延長保育を除く)。ただし、里・下甕保育園は10時間
保育短時間・・・保育時間1日最大8時間(延長保育を除く)

※就労状況が確認できない場合は別途書類を提出してもらうことがあります。

「④該当する場合のみ必要となる資料」について

対象者 ◆申請する児童 ◆父 ◆母 ◆内縁の妻・夫 ◆同居している家族など

対象者の状況	必要書類
利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書などの写し …障害のある方がいる世帯として保育料算定される場合は、必ず提出してください。
保護者が解雇等により失業し、利用希望日時点で離職日の翌月から3か月を経過していない場合	解雇通知・離職票等 …失業理由等を確認できるもの
離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書
外国国籍の方で就労ができない在留資格の場合	資格外活動許可証
利用開始日現在、お子さんが父・母と同居していない場合、または保護者が未婚の未成年である場合	祖父母など監護者の、保育を必要とする事由を確認するための書類
令和6年1月1日現在海外に住んでいた場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してください) 令和5年1月1日～令和5年12月31日までの証明が必要です。
令和7年1月1日現在海外に住んでいた場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してください) 令和6年1月1日～令和6年12月31日までの証明が必要です。

7 保育料・給食費（副食費）

保育料は、3～5歳児（1・2号認定）と市区町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の0～2歳児（3号認定）は、無償化となっております。

保育料の算定

◇保育料は、①お子さまの認定区分と②年齢、③扶養義務者の④税額（合計額）をもとに⑤算定します。

① お子さんの認定区分

◆3号認定の場合、一部を除き保育の必要量の区分によっても保育料が異なります。

② 年齢

◆年度当初（4月1日）の年齢により保育料を決定します。年度途中で3号認定から2号認定に変更された場合でも、次の3月31日までは「3号認定」（満3歳未満児）の保育料を適用します。

③ 扶養義務者

◆原則として、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

④ 税額

◆施設利用の月に応じて、前年度または当年度の市区町村民税所得割額で決定します。

※国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の控除対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）

※前年中に海外での収入があった場合には、海外収入を含めて計算を行います。※税の修正申告をされた場合、保育料の階層が変更になることがあります。

⑤ 算定

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

施設利用する月	市区町村民税の該当年度
4月から8月まで	令和6年度（前年度）市区町村民税 例：令和7年4月分保育料 → 令和6年度市区町村民税で算定
9月から翌年3月まで	令和7年度（当年度）市区町村民税 例：令和7年9月分保育料 → 令和7年度市区町村民税で算定

○令和7年1月1日以前から引き続き薩摩川内市に住民登録されている方については、市民税の課税状況を市で調査します。

○所得申告（収入なしも含む）または市民税申告をされていない方は、市役所税務課または甕島振興局又は各支所地域振興課へ申告してください。

○市区町村民税は、その年の1月1日現在住民登録のあった市区町村で課税されます。前市区町村に課税状況の調査に個人番号（マイナンバー）を用いますので、必ず申請書への記入をお願いします。

① 保育所、認定こども園、地域型保育事業（里・下駄保育園を除く）

上段	第1子「徴収基準額」
（下段）	第2子（基準額の半額）

（単位：円・月額）

市町村民税額による世帯の区分	階層	満3歳以上子ども （2号認定子ども）		満3歳未満子ども （3号認定子ども）	
		保育料	給食費（副食費）	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	A	幼児教育・保育 の無償化により 無料	免除	幼児教育・保育の 無償化により無料	
市町村民税非課税世帯	B01				
所得割課税額	48,600 円未満世帯 （均等割課税で所得割0円も含む）			13,600 （ 6,800）	13,400 （ 6,700）
	48,600 円以上 57,700 円未満世帯		保護者 負担	21,000 （10,500）	20,700 （10,350）
	57,700 円以上 97,000 円未満世帯			21,000 （10,500）	20,700 （10,350）
	97,000 円以上 121,000 円未満世帯			27,800 （13,900）	27,400 （13,700）
	121,000 円以上 169,000 円未満世帯			33,300 （16,650）	32,800 （16,400）
	169,000 円以上 301,000 円未満世帯			39,600 （19,800）	39,000 （19,500）
	301,000 円以上 397,000 円未満世帯			44,000 （22,000）	43,300 （21,650）
	397,000 円以上世帯			46,800 （23,400）	46,100 （23,050）

◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	B01減	幼児教育・保育 の無償化により 無料	免除	幼児教育・保育の 無償化により無料	
48,600 円未満世帯 （均等割課税で所得割0円も含む）	C01減			6,000 （ 0）	6,000 （ 0）
48,600 円以上 57,700 円未満世帯	D01減'			6,700 （ 0）	6,700 （ 0）
57,700 円以上 77,101 円未満世帯	D01減			6,700 （ 0）	6,700 （ 0）

※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※年度途中で満3歳なった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児（3号認定子ども）の保育料を適用します。

※保育料は、教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

※通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などは保護者負担となります。

※副食費（おかず代・おやつ代等）

2号認定においては、57,700 円未満（ひとり親世帯等については、77,101 円未満）の世帯の副食費は免除されます（3号認定については保育料に含まれます）。

また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校就学前の児童から数えて3番目以降の場合を指します。

※教育・保育給付認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかります。（延長保育料は無償化の対象とはなりません。）

② 里保育園・下甌保育園

上段	第1子「徴収基準額」
(下段)	第2子（基準額の半額）

(単位：円・月額)

市町村民税額による 世帯の区分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳未満子ども (3号認定子ども)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	1			幼児教育・保育の 無償化により無料	
市町村民税非課税世帯	2				
所得割課税額	48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)			8,800 (4,400)	8,600 (4,300)
	48,600 円以上 57,700 円未満世帯			13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	57,700 円以上 97,000 円未満世帯			13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	97,000 円以上 121,000 円未満世帯			18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
	121,000 円以上 169,000 円未満世帯			21,600 (10,800)	21,100 (10,550)
	169,000 円以上 301,000 円未満世帯			25,700 (12,850)	25,100 (12,550)
	301,000 円以上 397,000 円未満世帯			28,600 (14,300)	27,900 (13,950)
	397,000 円以上世帯			30,400 (15,200)	29,700 (14,850)

◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	2 減		幼児教育・保育の 無償化により無料	
48,600 円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)	3 減		3,500 (0)	3,500 (0)
48,600 円以上 57,700 円未満世帯	4 減'		4,300 (0)	4,300 (0)
57,700 円以上 77,101 円未満世帯	4 減		4,300 (0)	4,300 (0)

※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。

※年度途中で3号から2号に認定が変更になった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児（3号認定子ども）の保育料を適用します。

※教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。

※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

※通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などは保護者負担となります。

※教育・保育給付認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかります。（延長保育料は無償化の対象となりません。）

1号認定子ども

区 分	保育料	給食費 (副食費)
生活保護世帯	幼児教育・保育の 無償化により無料	免除
市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯		
市区町村民税課税世帯 (77,101 円未満の世帯)		
市区町村民税課税世帯 (77,101 円以上の世帯)		保護者負担

※副食費（おかず代・おやつ代等）

1号認定においては、77,101 円未満（ひとり親世帯等含む）の世帯の副食費は免除されます。（免除以外の方は、ご利用の施設等に直接お支払いください）

また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校3年生以下の子どもから数えて3番目以降の場合を指します。

※その他、教材費、行事費など実費徴収や上乗せ徴収する施設があります。

※保育の必要性がある子どもが、預かり保育を利用する場合の利用料は、施設等利用給付認定（新2号（3～5歳児）、新3号認定（満3歳児で市区町村民税非課税世帯））を受けることで、無償化の対象となります。

- ・3歳児以上児の上限額月額 11,300 円

- ・満3歳児（年度途中で3歳になった子ども）で非課税世帯の上限額月額 16,300 円
「上限額」と「利用料」と「450 円×利用日数の額」を比較して少ない額が対象。
（超過分を施設へ支払うことになります。）

※年度途中で満3歳の誕生日を迎えるお子様は、次の3月31日までは「満3歳未満児」の扱いとなり、新年度4月から「3歳児」となります。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料は、施設で設定します。施設等利用給付認定（新1号認定）を受けることにより、月額 25,700 円を上限として、無償化の対象となります。

給食費（副食費）の免除の可否が変更になる場合があります。

- ◇令和7年度の市区町村民税が令和7年6月に決定することに伴い、令和7年9月からの保育料・給食費（副食費の免除の可否）が変更になる場合があります。変更があった場合の保育料・給食費（副食費の免除の可否）の決定は、8月末までに文書でお知らせします。
（通知の時期はあくまで目安であり、変更になる場合があります。）
3号認定については保育料に含まれます。

保育料・給食費（副食費）のお支払い先

- ◇保育料のお支払い先は、施設によって異なります。

保育所、里保育園、下甕保育園：薩摩川内市へ

保育所以外の施設：施設へ（お支払の方法などは、各施設にお問い合わせください。）

- ◇副食費が免除とならない世帯については、ご利用の施設等に直接お支払いください。

保育所を利用される方の保育料のお支払い方法

◆口座振替によるお支払い

- ◇口座振替日は、毎月25日（ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日）です。

- ◇保育料の口座振替をご希望の場合は、お持ちの預金口座を取り扱っている金融機関の市内店舗で、「薩摩川内市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に保育料等通知書番号等の必要事項を記載し、口座届出印を捺印のうえ、直接お申し込みください。

※毎月「25日」までのお申込み分が、翌月の納期分から口座振替になります。

◆納付書によるお支払い

- ◇納付書による納期限は、毎月末日（ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限）です。

- ◇納付書は、毎月中旬にお届けしますので、納期限までにコンビニエンスストア各店舗、キャッシュレス決済、薩摩川内市指定金融機関または市役所本庁公金取扱窓口でお支払いください。

※納期限日を過ぎると、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済ではお支払いできませんのでご注意ください。

◆保育料が未納の場合

- ◇納期限を一定期間経過した時点で未納の場合、督促手数料が発生します。

- ◇保育料を2か月以上滞納されている場合、子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課でご相談させていただきます。場合によっては、利用している保育所への情報提供や、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を行います。

8 保育施設一覧表

(令和6年11月1日現在)

保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
1	川内隣保館保育園	〒895-0022 白和町9番5号	90	23-4798 FAX 25-3956	7:00~19:00
2	隈之城保育園	〒895-0041 隈之城町1434番地	100	22-3619 FAX 22-3119	7:00~19:00
3	永利保育園	〒895-0007 百次町1069番地22	90	22-5620 FAX 22-5617	7:00~19:00
4	清涼保育園	〒899-1922 小倉町605番地3	70	22-2461 FAX 22-2484	7:00~19:00
5	西風園	〒899-1801 西方町2605番地1	20	28-0049 FAX 28-0028	7:00~19:00
6	あさひ保育園	〒895-0003 中村町7126番地2	50	29-2714 FAX 29-2715	7:00~19:00
7	高城保育園	〒895-0211 高城町1445番地	70	30-2920 FAX 30-2937	7:00~19:00
8	育英保育園	〒895-0072 中郷四丁目187番地	120	22-3467 FAX 22-3018	7:00~19:00
9	平佐保育園	〒895-0012 平佐町3879番地2	110	23-2552 FAX 23-2733	7:00~19:00
10	青山保育園	〒895-0044 青山町3586番地4	90	25-3324 FAX 25-3337	7:00~19:00
11	清水丘保育園	〒895-0056 宮里町3048番地9	90	25-4522 FAX 25-4536	7:00~19:00
12	勝目保育園	〒895-0031 勝目町5315番地71	100	20-2243 FAX 20-2768	7:00~19:00
13	共ひ同ま保 育り園	〒895-0072 中郷町5629番地	80	25-1528 FAX 29-3400	7:00~19:00
14	さとのもり保育園	〒895-0005 永利町4134番地1	60	20-8151 FAX 20-8152	7:00~19:00
15	永照寺保育園	〒895-1203 樋脇町市比野2549番地	30	38-0448 FAX 38-0690	7:00~18:30
16	大村保育園	〒895-1501 祁答院町下手3001番地2	30	55-0126 FAX 55-0123	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型・保育所型）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
17	せんだい幼稚園	〒895-0012 平佐町3590番地2	50	20-1280 FAX 25-1730	7:00~19:00
18	青山幼稚園	〒895-0044 青山町4194番地	60	20-0775 FAX 20-0171	7:00~19:00
19	のぞみ幼稚園	〒895-0076 大小路町54番16号	105	22-3744 FAX 22-4006	7:00~19:00
20	鹿児島純心大学附属 純心幼稚園	〒895-8515 隈之城町1001番地	70	23-6168 FAX 22-0807	7:00~19:00
21	川内すわこども園	〒895-0061 御陵下町19番5号	165	22-2764 FAX 22-3143	7:00~19:00
22	りぼんこども園	〒895-0011 天辰町1866番地1	70	24-8181 FAX 24-8787	7:00~19:00
23	※保育所型認定こども園 みくにキッズ保育園	〒895-0061 御陵下町11番9号	90	22-3974 FAX 22-3575	7:00~19:00
24	高江こども園	〒895-0131 高江町1875番地	50	27-2225 FAX 27-2225	7:00~19:00
25	川内すわこども園 S E C O N D	〒895-0072 中郷3丁目327-1	90	24-8400 FAX 24-8401	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型・保育所型）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
26	さつま川内こども園	〒895-0006 田崎町206番地1	60	29-5101	7:00~19:00
27	せいくんこども園	〒895-0012 平佐町2843番地1	45	20-1123 FAX 24-8100	7:00~19:00
28	愛こども園	〒895-0011 天辰町74 AITOWN天辰集合住宅1階	40	24-8811 FAX 24-8812	7:00~19:00
29	水引こども園	〒899-1921 水引町4795番地	64	26-2124 FAX 26-2128	7:00~19:00
30	すわこども園	〒895-1203 樋脇町市比野550	80	38-1193 FAX 38-1468	7:00~19:00
31	善福寺こども園	〒895-1202 樋脇町塔之原1177番地	40	37-2103 FAX 48-2738	7:00~19:00
32	びぼあ	〒895-1401 入来町副田6046番地25	60	44-4381 FAX 44-4568	7:00~19:30
33	入来こども園	〒895-1402 入来町浦之名7517番地3	30	44-2391 FAX 44-2526	7:00~19:00
34	若あゆこども園	〒895-1106 東郷町斧洲4490番地1	80	42-1106 FAX 42-0718	7:00~19:00
35	なかよしこども園	〒895-1502 祁答院町蘭牟田295番地1	40	56-0033 FAX 56-0037	7:00~19:00

※定員は、2号認定子どもと3号認定子どものそれぞれの定員の合計です。

地域型保育事業

◆小規模保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間	連携施設
36	大王児園	〒895-0062 大王町3番1号	19	22-3857 FAX 22-3957	7:00~19:00	青山幼稚園 のぞみ幼稚園
37	中郷保育園	〒895-0072 中郷四丁目28番地1	12	20-7288 FAX 20-7288	7:00~19:00 (注1)	青山幼稚園 せいくんこども園
38	のびのびっこ 保育園	〒895-0072 中郷四丁目95番地	19	22-8096 FAX 22-8096	7:00~20:00 (注2)	共同保育所 ひまわり園
39	チャイルドルーム ・マミィ	〒895-0074 原田町28番16号	12	29-3288 FAX 24-5777	7:00~19:00	さとのもり保育園
40	さくらんぼ保育園	〒895-0072 中郷四丁目211番地	19	22-0377 FAX 22-0377	7:00~19:00	共同保育所 ひまわり園
41	せんだい 中央保育園	〒895-0012 平佐一丁目111番地	12	23-5700 FAX 23-5700	7:00~19:00	青山幼稚園 せいくんこども園

(注1)…土曜は7:00~18:30

(注2)…平日の19:00~20:00は要相談、土曜:7:00~19:00、日祝日:8:00~19:00〈要予約〉

◆事業所内保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間	連携施設
42	ちゅうりっぷ園	〒895-0005 永利町4000番地2	50	20-5770 FAX 24-0006	7:00~19:00	—
43	大樟保育園	〒895-0061 御陵下町11番9号	12	22-3974 FAX 22-3575	7:30~19:00	みくに幼稚園 みくにキッズ保育園

※定員は、従業員枠と地域枠のそれぞれの定員を合計したものです。

※大樟保育園の0歳児は「従業員枠」のみの受入となります。

◆へき地保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
44	里保育園	〒896-1101 里町里1900番地2	19	(09969)3-2145 FAX (09969)3-2170	8:00~18:00
45	下甕保育園	〒896-1521 下甕町青瀬382番地	19	(09969)5-1117 FAX (09969)5-1117	8:00~18:00

9 保育施設要覧

(令和6年11月1日現在)

1 川内隣保館保育園	設置者	社会福祉法人 藤花精舎	施設長名	押 野 慶 明
	所在地	薩摩川内市白和町9番5号	電話番号	0996-23-4798
	定員	90名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士6名・ 栄養士1名・調理員4名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服・帽子、園児服、副食費等	保育短時間	9:00～17:00
	父母の会	無		
保育方針	保 育 方 針	(おやくそく) ・わたくしたちは みほとけさま をおがみます ・わたくしたちは いつも ありがとう といいます ・わたくしたちは おはなし をよくききます ・わたくしたちは みんな なかよく いたします お約束をもとに、日々の保育を大切に、子ども一人ひとりの成長を喜べる保育園(者)でありたいと思います。楽しく遊んで、たくさん食べて「また明日ね」と笑顔で降園する子どもたちの姿がいっぱい見られる、そして保護者にとって安心して預けられる保育園をめざしています。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式・花まつり 5～6月 芋の苗植え 12月 お遊戯発表会 運動会 子ども報恩会 7～8月 プール遊び もちつき会 お楽しみ会(5歳児) 2月 お店屋さんごっこ 9～11月 絵画指導・作品展示 3月 お別れ会・卒園式 遠足・芋掘り (奇数月) 誕生会(保護者招待)、(毎月)避難訓練、幼児体育 その他 交通安全教室(年2回) 訪問歯科指導(年2回)
2 隈之城保育園	設置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会	施設長名	上 柊 久 伸
	所在地	薩摩川内市隈之城町1434番地	電話番号	0996-22-3619
	定員	100名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士7名・看護師1名・栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、副食費、体操服、帽子、遊び着等	保育短時間	9:00～17:00
	父母の会	有(会費300円/月)		
保育方針	保 育 方 針	一人ひとりの子どもが自ら成長する力を信じ、現在を最もよく生き、将来の生きる力を培うと共に、保護者や地域の子育てを支援する。 【保育目標】 「なかよく がんばる すなおな子」 【目指す子ども像】 「心豊かでたくましく生き、自立・自律できる子ども」 【合言葉】 「わくわく登園 にこにこ降園」	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式・子どもの日の集い 10月 秋の遠足・健康診断 5月 芋植え・健康診断 11月 芋掘り お泊まり保育 12月 おゆうぎ会・クリスマス会・もちつき 6月 保育参加・歯科検診 7月 保育参加・プール遊び・夕涼み会 2月 豆まき・おもちで遠足 9月 運動会 3月 ひな祭り・お別れ会・卒園式 *毎月：お誕生会(5歳児保護者招待)・体育保育・避難訓練 *随 時：園外保育・クッキング・絵本のひろば 体力づくり・リズム体操・地域行事参加 *その他：交通安全教室・訪問歯科指導
3 永利保育園	設置者	社会福祉法人 永利福祉協会	施設長名	丸 山 博 三
	所在地	薩摩川内市百次町1069番地22	電話番号	0996-22-5620
	定員	90名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士4名・看護師1名・保育補助員3名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、給食(副食)費、園児服、体操服、帽子等	保育短時間	9:00～17:00
	父母の会	有(会費300円/月)		
保育方針	保 育 方 針	保育目標 ・礼儀正しく明るい子 ・元気で仲良く遊べる子 衛生的で安心できる環境の中で、いろいろな行事や遊びを体験し、健康な体、感性豊かな心、思いやりの心、がまん強い心、がんばる心が育つように努めます。 ☆広い園庭でのびのびと過ごせるのが魅力です。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式 9月 祖父母交流会 5月 健康診断・親子一日遠足 10月 敬老大運動会・健康診断 6月 創立記念日・歯科検診 11月 地区コミュニティ祭り・芋掘り 保育参観・施設訪問 12月 生活発表会・クリスマス会 7月 七夕(祖父母交流) 1月 お店屋さんごっこ プール遊び・夏祭り(地域) 2月 節分(豆まき)・保育参観(年長児)引き渡し訓練 8月 夕涼み会 3月 ひな祭り・卒園式 毎月～誕生会・避難訓練・英語教室・体育教室・絵画の日 工作の日・随時～土作り・野菜植え・クッキング・交通安全教室 訪問歯科指導

4 清涼保育園	設 置 者	社会福祉法人 川内ハチス福祉会	施 設 長 名	加 藤 智 子	
	所 在 地	薩摩川内市小倉町605番地 3	電 話 番 号	0996－22－2461	
	定 員	70名	開 所 時 間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育士 1 1 名・非常勤保育士 1 2 名・ 栄養士 1 名・調理員 3 名・事務その他 3 名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	9:00～17:00	
その他経費	延長保育料、副食費、園児服、体操服、 帽子等	父 母 の 会	有(会費250円/月)		
保 育 方 針	浄土真宗の教えを拠り所とした「まことの保 育」を保育指針として、心の優しい感受性豊か な子どもを育てることを目標としています。 ・仏さまに手を合わす子ども ・ありがとうといえる、心豊かな子ども ・お話をよく聞き、創造し、表現する子ども ・なかよくし、仲間と共に育ち合う子ども ・いのちの大切さを感じられる子ども	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月入園式・花まつり 5月遠足 6月保育参観・プール開き 7月七夕の集い 8月お泊まり保育（年長児） 9月運動会 10月親子遠足 ・誕生会 ・体操教室 ・避難訓練 ・交通安全教室	11月お遊戯会 子ども報恩講 12月餅つき大会 1月風あげ お店屋さんごっこ 2月レストランごっこ 3月お別れ会・卒園式	

5 西風園	設 置 者		社会福祉法人 西方福祉協会		施 設 長 名		中 野 希 美		
	所 在 地		薩摩川内市西方町2605番地 1		電 話 番 号		0996－28－0049		
	定 員		20名		開 所 時 間		7:00～19:00		
	職員の状況		常勤保育士 2 名・非常勤保育士 6 名・ 栄養士兼調理員 1 名・非常勤調理員 1 名・ 事務その他 1 名		保育標準時間		7:00～18:00		
					保育短時間		8:30～16:30		
その他経費		副食費、延長保育料、園児服、体操服、 帽子等		父 母 の 会		有(会費400円/月)			
保 育 方 針	「身体はよりたくましく、心はよりやさしく」 ★給食に無添加調味料を使用。また、週 2 回 の玄米給食（2 歳以上）を行っています。 ★年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごす ことで、自然に相手を思いやる気持ちを はぐくみます。（異年齢児の合同保育） ★西方海岸に近く、園外保育が充実！ （夏は海水浴、春・秋・冬は田畑や山をお散歩） ★地域と共に子どもの育ちを見守ります。			主 な 年 間 行 事 （保 育 内 容）	4月 入園式・進級式 5月 遠足・健康診断（内科）・芋の苗植え 6月 保育参観・育児講座・歯科検診 7月 海水浴・引き渡し訓練・夏祭り 8月 七夕祭り・そうめん流し 総合訓練 10月 運動会（地区合同）・芋ほり		11月 親子遠足・西方まると祭り 健康診断（内科） 12月 おゆうぎ会・クリスマス会・ 餅つき 1月 初詣・たこあげ・焼き芋 2月 豆まき・卒園クッキング 総合訓練 3月 ひなまつり・お別れ遠足・卒園式		※その他 お誕生会・体操教室・和太鼓・避難訓練・高齢者との交流保育・ 交通安全教室・小学生との交流（年長児）・保育参加

6 あさひ保育園	設 置 者	社会福祉法人 川内東福祉協会	施 設 長 名	竹 原 美 智 子	
	所 在 地	薩摩川内市中村町7126番地 2	電 話 番 号	0996-29-2714	
	定 員	50名	開 所 時 間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育士 7 名・非常勤保育士 8 名 栄養士 1 名・調理員 1 名・事務その他 2 名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	9:00～17:00	
その他経費	延長保育料、副食費、園児服、体操服、帽子等	父 母 の 会	有(会費200円/月・世帯)		
保 育 方 針	○みんなと仲良く生きる力を育てる。 ○心身ともに健康な子どもを育てる。 ○自主性を持って頑張る子どもを育てる。 少人数の特性を活かし職員全体で連携をとりながら、子どもたち一人ひとりの育ちを大切にしたい保育を実践。 ★子どもたちを通して、職員と保護者が共に育ち合える保育園でありたいと思います。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式 6月 がらっぱまつり (小学校との 12月 おゆうぎ会・クリスマス会 交流) 1月 親子陶芸・育児講座 7月 保育参観・お楽しみ会 2月 劇団公演鑑賞 9月 運動会 豆まき保育参観 10月 施設訪問・祖父母ふれあい会 3月 お別れ遠足・卒園式 11月 親子バス遠足 *毎月実施 避難訓練・お誕生会・体操教室・えいご教室 *給食に胚芽米・無添加調味料使用	

7 高城保育園	設 置 者	社会福祉法人 高城福祉協会	施 設 長 名	内 野 久 子
	所 在 地	薩摩川内市高城町1445番地	電 話 番 号	0996-30-2920
	定 員	70名	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士9名 非常勤看護師1名・栄養士2名・調理員3名・子育て支援員3名・事務その他2名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 8:30～16:30
	その他経費	延長保育料、副食費等、遊び着、体操服、帽子等	父 母 の 会	無
保 育 方 針	豊かな心と健康な身体をもった子どもを育てる ○思いやりのある子 ○素直で積極的な子 ○何でもよく食べ、たくましい子 ○友達と仲良く元気に遊べる子 一人一人の心豊かなたくましい育ちを願い、「子どもの仕事は遊び」を重点にいろいろな体験保育を実施します。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 親子遠足 7月 シタフェスタ 10月 スポーツフェア 親子遠足 芋ほり 11月 校区文化祭 やきいも 12月 お遊戯会 餅つき会 すもうっこ 2月 きらり展 3月 卒園式・お別れ遠足 毎月 避難訓練・誕生会 *プログラミング教室(年3回) *わらべ歌(年4回) *体育教室(体操・リズム年24回) *小学生の保育体験交流 *英語であそぼう(年12回) *ピーマントマト教室(年12回) 発達相談(随時) *音楽療法(年3回)	

8 育英保育園	設 置 者	社会福祉法人 育英福祉会	施 設 長 名	梶 園 絵
	所 在 地	薩摩川内市中郷四丁目187番地	電 話 番 号	0996-22-3467
	定 員	120名	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士8名・栄養士1名・調理員5名・事務その他3名・支援センター5名・保育補助2名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 9:00～17:00
	その他経費	給食費、延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父 母 の 会	有(会費300円/月)
保 育 方 針	○がまん強い子 ○がんばる子 ○思いやりのある子 地域の方々に温かく見守られながら、広い園庭でのびのびと遊び、健やかな体と心を育てます。 みんなで一緒に楽しみながら子育てを!!		主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 6月 保育参観・健康診断・歯科検診 バケツ田んぼ 7月～8月 プール遊び・お楽しみ会・校区夏祭り参加 9月 祖父母参観 10月 運動会・長寿会との交流会 11月 校区文化祭参加・芋掘り 12月 お遊戯会・クリスマス会 もちつき・施設訪問 1月 お店屋さんごっこ 2月 豆まき・人形劇鑑賞・ミニコンサート 3月 ひなまつり・お別れ遠足 お別れ会・卒園式 ※毎月 誕生会・避難訓練・幼児体育教室(3～5歳)・空手教室(4歳)・習字教室(5歳)・英語教室(3歳・5歳)・わらべ歌あそび(年3回)	

9 平佐保育園	設 置 者	社会福祉法人 平佐福祉会	施 設 長 名	赤 石 明 仁
	所 在 地	薩摩川内市平佐町3879番地2	電 話 番 号	0996-23-2552
	定 員	110名	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士11名・栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、給食費、園児服(制服)、体操服および帽子等	父 母 の 会	有(会費400円/月)
保 育 方 針	○温もりのある家庭的な保育を目指し、生き生きと安心して生活できる環境、心の通い合う絆を大切に、豊かな心、安定した雰囲気の中で「明るく 素直で 元気な子」を育てます。 ○感謝、礼儀、自立、思いやり、友愛の基本的精神を培い、和太鼓を通して規律、体力づくり、協調性、成就感を養う。地域との交流、豊かな体験を通し感性や創造性を培い『たくましく生きる力』を育みます。		主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 一日遠足・健康診断・世代間交流 6月 保育参観・育児講座・歯科検診 7月～8月 プール遊び・お泊まり保育 絵手紙交流・保育相談 9月 祖父母参観 10月 運動会・秋の遠足・地域との交流(和太鼓披露) 11月 健康診断・世代間交流 12月 お遊戯会・老人福祉施設訪問・クリスマス会・もちつき 1月 風あけ 2月 豆まき・引き渡し訓練 3月 ひなまつり・お別れ会・お別れ遠足・卒園式 ★毎月 誕生会・避難訓練・身体計測 ★専門講師指導 リトミック・体操・リズム・華道	

10 青山保育園	設置者	社会福祉法人 限之城福祉協会	施設長名	岩 月 優 子
	所在地	薩摩川内市青山町3586番地4	電話番号	0996-25-3324
	定 員	90名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士3名・調理員6名・子育て支援員5名・看護師1名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子等、副食費	保育短時間	8:30～16:30
	父母の会		有(会費400円/月)	
	保 育 方 針	「あかるく がんばる すなおな子」を保育の目標に。 ☆ 食べる (食を楽しむクッキング・野菜作り) ☆ あそぶ (自然の中で体力づくり・友だちづくり) ☆ 考える (感動体験(和太鼓他)・学ぶ楽しさ) 明るく安心できる環境、地域の見守りの中で、豊かな心と元気いっぱい逞しく生きる力、自立に向けた基盤作り、子育て支援に努めます。 ★子どもから学び、一緒に子育てを楽しみましょう!!	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4～5月 入園式・子どもの日の集い・健康診断・春の遠足 6～9月 お泊り保育(年長) 歯の衛生指導・プール・運動会・夏まつり 10～11月 親子バス遠足・お遊戯会 12～1月 クリスマス会・餅つき・たこあげ大会・お店屋さんごっこ 2～3月 豆まき大会・ひなまつり・卒園式・お茶会(年長児) ★毎月：誕生会・避難訓練・体育あそび・英語であそぼう・中国語あそび・お茶のおけいこ(年長児)・防犯訓練・リトミック・発達相談・音楽療法 ★随時：絵本の読み聞かせ・子どもクッキング・和太鼓・サッカー教室・保育参加・交通安全教室・訪問歯科指導

11 清水丘保育園	設置者	社会福祉法人 ひまわり会	施設長名	片 岡 昭 子
	所在地	薩摩川内市宮里町3048番地9	電話番号	0996-25-4522
	定 員	90名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士21名・非常勤保育士4名・栄養士1名・調理員3名・事務その他7名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服(2歳以上)、帽子、通園カバン、給食費等	保育短時間	9:00～17:00
	父母の会		有(会費350円/月)	
	保 育 方 針	<u>のびのび遊んで ゆっくり育つ</u> そんな場所にしたいと職員一同願っています。 子どもたちの心・気持ちを一番大切に、 ○子どもと一緒に生きる、子どもと一緒に学んでいく ○急がせない、ゆっくり育つのを見守り、思いやりを育む ○遊ぶこと、食べること、寝ることすべてに意欲的に取り組める子になれるように	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式 11月 芋掘り・親子一日遠足 5月 家庭訪問 12月 お遊戯会 6月 田植え・芋植え もちつき大会 7月 プール開き 2月 豆まき・絵画展 8月 お泊り保育 3月 お別れ遠足・卒園式 10月 稲刈り・運動会・オータムフェスタ 毎月：誕生会・避難訓練・リズム体操・幼児体育 年6回おはなし会 年2回交通安全教室 年1回3, 4, 5歳保育参加

12 勝目保育園	設置者	社会福祉法人 限之城福祉協会	施設長名	鈴 木 清 美
	所在地	薩摩川内市勝目町5315番地71	電話番号	0996-20-2243
	定 員	100名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士8名・看護師1名・栄養士1名・調理員5名・事務員1名・支援員2名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、体操服、遊び着、帽子等、副食費	保育短時間	8:30～16:30
	父母の会		有(会費300円/月)	
	保 育 方 針	○勝目保育園の保育方針 「共に育つ子ども・親・保育者」 1 自然体験のもとで創造性を発揮させ、おおらかで感性豊かな人間性を育む。 2 地域との交流及び家庭との連携のもと、社会生活の基礎を育む。 3 健康と安全を基本に、生きていくための基礎力を育む。 ○勝目保育園の保育目標 あかるく・・・いつも笑顔で、友達と仲良くできる子どもを育てる。 げんきで・・・心や体が元気で、何事にも挑戦する子どもを育てる。 がんばる子・・・ルールを守り、最後まであきらめない子どもを育てる。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4月 入園式・こどもの日の集い 12月 お遊戯会・餅つき大会 5月 芋植え・お泊り保育 親子陶芸 6月 親子ふれあいバス遠足 1月 親子クッキング 7月 夏まつり・保育参加～2月 2月 節分 8月 親子クッキング 3月 ひな祭り・お別れ遠足・卒園式 9月 運動会・ふれあいの日(祖父 毎月：誕生会・避難訓練・母) 10月 秋の一日遠足 リトミック・幼児体操・ 11月 芋掘り キッズダンス・ペパ・キッズ 随時絵本の読み聞かせ

13 共同保育所ひまわり園	設 置 者	社会福祉法人 麦の芽福祉会	施 設 長 名	愛 甲 明 実
	所 在 地	薩摩川内市中郷町5629番地	電 話 番 号	0996-25-1528
	定 員	80名	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士9名・栄養士1名・調理員3名・園長副園長主任各1名・事務その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、散歩用帽子、給食費等	父 母 の 会	有(会費300円/月)
保 育 方 針	1. 子どもの持っている力(個性・可能性)を、引き出していく保育。 2. 子ども同士の関わりあい、育ちあいを豊かに広げていく保育。 3. 自然と親しみ、自然と遊び自然との一体感を大切にしたい保育。 4. 手仕事、労働を生活の中に取り入れ、生きることに繋げていく保育。 ○子どもたちが一日遊び暮らすことができることを保障しながら、お互いを認め合い、信じあいながら育ちあっていく集団作りをめざします。 ○「安心の子育て」を支援します。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 芋植え 7月 お泊まり保育 8月 夕涼み会 10月 運動会・芋掘り 11月 秋の遠足・もちつき 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 お別れ遠足・卒園式 ※健康診断年2回・歯科検診年1回・保育参加年1回 ※誕生会、避難訓練は定例 その他、子育て講座、発達相談をしています。	

14 さとのもり保育園	設 置 者	社会福祉法人 愛育会	施 設 長 名	宮 後 博 行
	所 在 地	薩摩川内市永利町4134番地1	電 話 番 号	0996-20-8151
	定 員	60名	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士5名・准看護師1名・栄養士1名・調理師2名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	給食費(2号)、延長保育料、体操服、帽子等	父 母 の 会	有(会費300円/月)
保 育 方 針	・何でも やってみよう！(意欲) ・土と水とおひさまはお友だち(自然) ・じぶんでできるよ じぶんできめるよ (自立) (自律) “日々の暮らし”を大事に季節ならではの古き良き日本の暮らしを体験し、保護者も保育者もまざりあって助け合い、大きいおうちのような保育園をめざします。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 春 入園式・一日遠足・もりもりフェス・芋植え・田植え・梅干し 夏 プール・川遊び・そうめん流し(卒園児の集い) 秋 お泊り保育・芋掘り・味噌作り 冬 わいわいフェス・焼き芋大会・干し柿・もちつき 節分・さとのもり絵画展・卒園式 毎月：誕生会・避難訓練・運動遊び・発達相談・完全給食(月1回土曜日弁当の日)	

15 永照寺保育園	設 置 者	宗教法人 永照寺	施 設 長 名	村 上 孝 昭
	所 在 地	薩摩川内市樋脇町市比野2549番地	電 話 番 号	0996-38-0448
	定 員	30名	開 所 時 間	7:00～18:30
	職員の状況	常勤保育士6名・非常勤保育士2名・調理員2名・その他1名	保育標準時間	7:30～18:30
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	延長保育料、給食費等、園児服、体操服、帽子 他	父 母 の 会	有(会費300円/月)
保 育 方 針	〈保育方針〉 保護者と保育園が力を合わせ子どもの心身ともに健やかな成長を見守る。 〈保育目標〉 ・家庭との連絡を密にし、基本的生活習慣が身につくよう配慮し、計画を立てる。 ・子どもが安心して、園生活を送れるように環境(人、物)の充実を目指す。 ・遊びを通して育ち、学び、生き抜く力を養う。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式・花祭り 7月 永照寺フェス 8月 お泊まり保育 9月 運動会・おまねき会 11月 報恩講 12月 おゆうぎ会 3月 お別れ会 卒園式 保育参観(年2回) 仏 参(月1回) 一日遠足(年2回) お誕生会(年6回)	

16 大村保育園	設置者	社会福祉法人 大村福祉会	施設長名	北 畠 憲 明
	所在地	薩摩川内市祁答院町下手3001番地 2	電話番号	0996-55-0126
	定 員	30名	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士 4 名・非常勤保育士 8 名・保育補助 1 名・栄養士 1 名・調理員 3 名・事務その他 2 名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	給食費等、延長保育料、体操服、帽子他	父 母 の 会	有(会費 2 5 0 円/月)
保 育 方 針		★豊かな自然環境の中で、情操教育を育み心身の調和的発達を図り、ひとりひとりの幼児が幸せな生活のできるいしづえを築く。 ★まことの保育「命の尊さ、生き合うことの尊さを知る心を育てよう」を、保育の方針としています。	春 入園進級式・花祭り 夏 夕涼み会・盆踊り・七夕 秋 運動会・敬老のつどい・遠足 冬 お遊戯会・餅つきクッキング・節分豆まき お別れ遠足・雛祭り・卒園式 ★年間を通して 異年齢児交流保育・赤十字奉仕活動・スポーツ教室(専門講師月 1 回)・英会話教室(専門講師月 1 回)・お誕生会・避難訓練・移動図書 ★浄土真宗の教えに基づいた仏参を行います。	

17 せんだい幼稚園 〔幼保連携型認定こども園〕	設置者	学校法人 押野学園	施設長名	田 原 慎 也
	所在地	薩摩川内市平佐町3590番地 2	電話番号	0996-20-1280
	定 員	50名[2号・3号]、210名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭 48 名・子育て支援員/保育補助 11 名・栄養士/調理 8 名・他 8 名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	給食費、延長保育料、特定負担額、個人教材費、制服・体操服等	父 母 の 会	無
保 育 方 針		本園では、こどもの意欲と主体性を大切に、遊びを通してこども一人ひとりの個性に応じた発達を支援していきます。こども達が「明日も行きたい!」と思える保育や、豊かな自然環境の中での保育を通して、考える・協力する・思いやる気持ちなどの育ちを援助します。 ★園見学を実施しています。園の方針や費用等、申込前に必ずご確認ください。(詳しくはホームページでご確認ください)	春:入園式・親子ふれあいデイ・運動会・田植え 夏:お泊まり保育 秋:秋祭り・芋掘り・稲刈り 冬:生活発表会・もちつき・リレー大会・なわとびチャレンジデイ・お別れ会・卒園式 *お誕生会、避難訓練は毎月行います。 *浄土真宗のみ教えに基づいた仏参を定期的に行います。	

18 青山幼稚園 〔幼保連携型認定こども園〕	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	島 谷 晶 子
	所在地	薩摩川内市青山町4194番地	電話番号	0996-20-0775
	定 員	60名[2号・3号]、120名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭 2 3 名・非常勤保育教諭 1 9 名・栄養士 2 名・調理員 4 名・事務その他 6 名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)、副食費等	父 母 の 会	無
保 育 方 針		「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、認定こども園教育・保育要領に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	1 学期 入園式・遠足・参観日・七夕・プール遊び・夏祭り 2 学期 綱引き大会・運動会・おかいものごっこ・動物園遠足(年長児)・お餅つき大会・お遊戯会 3 学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(年長児)・節分の行事・就学前個人面接(希望者)・音楽発表会・卒園式 毎月の行事 お誕生会・避難訓練	

19 のぞみ幼稚園 【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	学校法人 西薩キリスト教学園	施 設 長 名	日 下 部 遣 志
	所 在 地	薩摩川内市大小路町54番16号	電 話 番 号	0996-22-3744
	定 員	105名[2号・3号]、45名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭19名・非常勤保育教諭9名・栄養士2名・調理師3名・看護師保育補助員8名、事務その他5名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 8:00～16:00
	その他経費	延長保育料、帽子、給食費、行事費 体操服(3歳児以上)、個人教材費、 施設費(1,000円/月)など	父 母 の 会	有(会費500円/月・世帯)
保 育 方 針		「知る」ことよりも「感じる」ことが大切な乳幼児期にふさわしい愛と希望と自由があふれる保育環境・子育て環境を保護者と共に作りあげていきます。 ○ひとりひとりの主体性を尊重する ○子どもと愛をわかちあう ○あそびを中心とする ○目に見えないものを大切にする	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 春：入園式・親子遠足・ふれあい参観 夏：プールあそび・川あそび・海あそび・そうめん流し お泊まり保育 秋：敬老参観・運動会・秋の遠足・いもほり・収穫感謝 冬：クリスマス祝会・もちつき・積み木参観 おわかれ発表会・卒園式 ※年間を通して：さんぽ、どろんこあそび・料理・創作・劇あそび・リトミック・おはなしの時間など ※0、1、2歳は新園舎で育児担当制で保育します。 上記の年間行事は、3、4、5歳児のみの行事もあります。	

20 鹿児島純心大学附属純心幼稚園 【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	学校法人 鹿児島純心女子学園	施 設 長 名	池 田 洋 子
	所 在 地	薩摩川内市隈之城町1001番地	電 話 番 号	0996-23-6168
	定 員	70名[2号・3号]、110名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭18名・非常勤保育教諭18名・栄養士2名・調理員3名・事務その他5名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 8:30～16:30
	その他経費	延長保育料、体操服、制服、帽子、 教育充実費、給食費(1・2号)	父 母 の 会	有(会費500円/月)
保 育 方 針		神様にも人々にも喜ばれる人を育てます。 神様から愛されていることを共によりこび、感謝し、その神様の愛にこたえられるように、子どもたちを育みます。 *一人ひとりをかけがえのない存在として受け入れ、関わりを大事にします。 *自然に恵まれた環境の中で明るく伸び伸びと活動します。 *基本的な生活習慣を大切に、将来、社会に貢献できる人格形成を目指します。 *環境を整え子どもの内的生命、心の自立を支援します。	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 親子遠足 6月 保育参観 7月 スイカわり 8月 スペシャルデー 9月 芋ほり・運動会 10月 聖母行列 11月 七五三 12月 クリスマス会 1月 餅つき 2月 縄跳び・ドッジボール大会 3月 お茶会・卒園式 *モンテッソーリ教育方法を導入 *毎週、体操教室 *クッキング・野菜作り	

21 川内すわこども園 【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施 設 長 名	帯 田 康 子
	所 在 地	薩摩川内市御陵下町19番5号	電 話 番 号	0996-22-2764
	定 員	165名[2号・3号]、15名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭43名・看護師4名・管理栄養士1名・栄養士2名・子育て支援員6名・調理員4名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、送迎費(1号)、給食費(1・2号)等	父 母 の 会	有(一子目300円・二子目から200円)
保 育 方 針		子どもたちにとびっきりの“毎日”を！！ (4つの保育方針) 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育 基本方針② “豊かな環境”を通して行う保育 基本方針③ “人との関わり”を大切にする保育 基本方針④ “健康で安全”な保育 保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式・保護者総会 5月 親子バス遠足(動物園) 7月 七夕祭り 8月 お泊まりキャンプ(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 10月 コミュニティフェスタ in 可愛 12月 クリスマス発表会 2月 節分豆まき 3月 ひな祭り 卒園式 ※毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 ※延長保育・一時預かり・地域子育て支援・放課後児童クラブ・病児・病後児保育・コワーキングスペースも行っています。	

22 りぼんこども園「幼保連携型認定こども園」	設 置 者	社会福祉法人 岡野会	施 設 長 名	岡 野 龍 信
	所 在 地	薩摩川内天辰町1866番地1	電 話 番 号	0996-24-8181
	定 員	70名〔2号・3号〕、15名〔1号〕	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	園長1名・保育教諭22名・保育補助1名・管理栄養士2名・調理師2名・事務員1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、体操服、スモッグ、帽子、給食費（3歳以上）、預かり保育料（1号）	父 母 の 会	無
	保 育 方 針	○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった（自己肯定感）の思いを育てる ○生きる力を育てる ○親を愛し、家族を愛し、人をも慈しむ優しさを育てる ○職員・子供・保護者全員の慶びと温もりを育てる	主 な 年 間 行 事（保育内容）	春 入園・進級式・花まつり・遠足 夏 七夕・プール遊び・なつまつり 秋 運動会・保育参観 冬 お遊戯会・お別れ会・卒園修了式 〔毎月の行事〕 避難訓練・誕生会・身体測定・内科健診（年2回） ・歯科健診（年1回）・ダンス、スポーツ、リトミック（月2回、専門講師による）・交通安全教室

23 みくにキッズ保育園「保育所型認定こども園」	設 置 者	学校法人 新田学園	施 設 長 名	種 子 田 香 代
	所 在 地	薩摩川内市御陵下町11番9号	電 話 番 号	0996-22-3974
	定 員	90名〔2号・3号〕、15名〔1号〕	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士13名・非常勤保育士5名・幼稚園教諭2名・子育て支援員3名・調理師4名・事務その他8名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	7:00～15:00
	その他経費	カラー帽子(3歳児以上)、体操服代(2歳児以上)、用品代、延長保育料、主食費500円(2号)、副食費5,000円(2号)、預かり保育料(1号)、給食・食材費4,000円(1号)	父 母 の 会	無
	保 育 方 針	〈保育理念〉 園児が将来、円満なる社会人となり得る能力と体力と品性の芽生えを培うことを目的に、神社神道の基本的な精神である、清く・正しく・明るく・素直な子どもたちを育成することを保育理念としております。 〈特長〉 新田神社の豊かな自然の中での運動あそび等による「動」の保育と、豊で行うお作法や神社行事に参加する「静」の保育を融合しながら、自ら考え、自ら気づき、自ら行動することを尊重し、結果だけでなく「過程」を重視することで、社会性や驕、自信を養います。	主 な 年 間 行 事（保育内容）	4月 入園式 6月 御田植祭(年長) 7月 夕涼み会(夏越祭) お泊まり保育(年長) 10月 運動会(3歳児以上) 未満児保育参観(0・1・2歳) 稲刈り(年長) 11月 七五三詣り 12月 餅つき・OTOSOBI(未満児) 1月 お遊戯会(以上児) 2月 節分豆まき 3月 親子遠足(年長) お茶会(年長) 卒園式・お別れ会食 毎月2歳児以上は、新田神社の322段の階段をあがり神社参拝をいたします。また隔月にお誕生会兼保育参観・8月に川遊び・11月にはLaq博士と年長児の交流があります。行事への保護者お手伝いは分担・募集制です。

24 高江こども園「幼保連携型認定こども園」	設 置 者	社会福祉法人 高江町福祉会	施 設 長 名	成 松 ま つ み
	所 在 地	薩摩川内市高江町1875番地	電 話 番 号	0996-27-2225
	定 員	50名〔2号・3号〕、15名〔1号〕	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭7名・非常勤保育教諭等6名 栄養士1名・調理員1名・事務員1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費等（1・2号）、教材費	父 母 の 会	有(会費420円/月)一子のみ
	保 育 方 針	「元気な子 やさしい子 がんばる子」を目標に少人数ならではの家庭的な環境のもと、自然や地域の人々との交流を通し心豊かなたくましい子どもに育つように努めています。 とことん遊び、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境づくりを心がけています。	主 な 年 間 行 事（保育内容）	4月 入園式 5月 運動会 芋苗植え 6月 保育参観 7月 夕涼み会 10月 芋掘り・一日遠足 11月 劇団観劇会 12月 お遊戯会・クリスマス会 1月 もちつき大会 3月 お別れ遠足・卒園式 *毎月：体操教室 英語教室 学研教室・サッカー教室（年長児：2回/月） *食育の日・クッキング（年長）

25 川内すわいども園 SECOND [幼保連携型認定こども園]	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 英 児
	所在地	薩摩川内市中郷三丁目327-1	電話番号	0996-24-8400
	定 員	90名[2号・3号]、35名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭35名・看護師3名・管理栄養士2名・ 栄養士1名・子育て支援員3名・調理員3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、送迎費(1号)、給食費(1・2号)等	父 母 の 会	有(一子目300円・二子目から200円)
保 育 方 針		(保育のコンセプト) 【全く新しいこども園の“カタチ”】 子どもにとって、保護者にとって、そして私たち保育者にとっても夢中になれる園でありたい、その思いで保育を行います。 (保育の基本方針) 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育 基本方針② “豊かな環境”を通して行う保育 基本方針③ “人との関わり”を大切にする保育 基本方針④ “健康で安全”な保育 保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 親子で遊ぼう!バス遠足 7月 学びの日～公開保育研修会～ 8月 サマーキャンプ(5歳児) 9月 セカンドフェスタ 10月 happyHalloween♪ 12月 Merryクリスマス 1月 大地の日 2月 音楽の祭典 3月 思い出ツアー(5歳児) 卒園式 ※毎月行事・・・まち探検、避難訓練、交通教室等 ※延長保育・一時預かり事業も行っています。	

26 さつま川内こども園 [幼保連携型認定こども園]	設置者	社会福祉法人 清流福祉会	施設長名	高 山 正 徳
	所在地	薩摩川内市田崎町206-1	電話番号	0996-29-5101
	定 員	60名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00 ～ 19:00
	職員の状況	保育教諭23名・栄養士2名・調理員2名・子育て支援員1名・事務その他4名	保育標準時間	7:00 ～ 18:00
			保育短時間	8:00 ～ 16:00
	その他経費	給食費(1・2号)、延長保育料、帽子代(希望者のみ)、その他保護者が利用する費用(遠足交通費等)	父 母 の 会	無
保 育 方 針		園の特色として ①担当制(0・1歳児) 特定の大人との信頼関係作りがとて大切な乳児期。担当保育士と1対1の関わりを通して情緒の安定を図ります。担当保育士が担当児の発達や習慣、性格などをしっかり把握し、心身の成長が目覚ましい0・1歳児の生活を支えます。 ②プロジェクト保育 保育者が準備した活動や遊びだけをするのではなく、子ども達が主体的に自分で遊びや活動を見つけて、それを発展させていく保育に取り組んでいます。保護者やお友達と遊びを提案しあったり、協力をもらったりして、お互いに遊びや活動を探究しながら学んでいます。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 春…親子ふれあい会 夏…七夕、プール遊び、泥んこ遊び、自然体験 秋…祖父母参観、お月見、親子バス遠足 冬…お餅つき、劇団鑑賞会 学びの発表会、ひな祭り、卒園式 ※年中行事 わらべうた遊び、昔話の日、積み木遊び、保育参観、避難訓練、交通安全教室、歯科指導 ◎季節毎の食材(野菜や果物等)、玄米ご飯や無添加の調味料を使用、黒毛和牛、黒豚やキビナゴ等 地産地消を心がけて、食事やおやつを提供しています。	

27 せいくわいども園 [幼保連携型認定こども園]	設置者	社会福祉法人 青山福祉会	施設長名	新 福 博 文
	所在地	薩摩川内市平佐町2843番地1	電話番号	0996-20-1123
	定 員	45名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭10名・非常勤保育教諭3名・ 栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、 個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)、副食費等	父 母 の 会	無
保 育 方 針		「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、認定こども園教育・保育要領に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 1学期 入園式・遠足・参観日・七夕・ プール遊び・夏祭り 2学期 綱引き大会・運動会・ おかいものごっこ・動物園遠足(年長児)・ お餅つき大会・お遊戯会 3学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(年長児) 節分の行事・就学前個人面接(希望者) 音楽発表会・卒園式 毎月の行事 お誕生会・避難訓練	

28 愛二ども園【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 岡野会	施 設 長 名	岡 野 溪
	所 在 地	薩摩川内市天辰町 74 AITOWN 天辰集合住宅 1 階	電 話 番 号	0996-24-8811
	定 員	40名[2号・3号]、15名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭 12 名・非常勤保育教諭 4 名・調理員 3 名・事務その他 2 名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費(3歳以上)、預かり保育料(1号)、教材費等	父 母 の 会	無
保 育 方 針		○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育む 少人数に対し丁寧な保育・教育を愛情いっぱいで行うことで子どもたちの気持ちを受けとめ、自己肯定感を育みます ○生きる力を育む ご家庭と協力して基礎的な生活習慣を身に付けることを目指します ○人を愛し、命を慈しむ優しさを育む 多くの命や人々の支えに気付き、命を慈しむ気持ちを育みます ○子供・保護者・職員全員の喜びと温もりを育む 関係者全員の協力・支援に取り組み子どもを取り巻く環境全体の充実を目指します	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 春 入園進級式・遠足・保育参観 夏 七夕まつり・プール遊び・夏祭り 秋 運動会・保育参観・仮装祭り・遠足 冬 お遊戯会・お別れ会・卒園修了式 [毎月の行事]誕生会・英語教室(専門講師)・スポーツ(専門講師)・ダンス(専門講師)・プログラミング教室(専門講師・不定期)・散歩・畑づくり・クッキング(不定期)・避難訓練・交通安全教室ほか	

29 水引こども園【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 水引福祉協会	施 設 長 名	佐 藤 喜 八 郎
	所 在 地	薩摩川内市水引町4795番地	電 話 番 号	0996-26-2124
	定 員	64名[2号・3号]、6名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭 9 名・非常勤保育教諭 7 名 調理員 3 名・事務その他 6 名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 9:00～17:00
	その他経費	預かり保育料、延長保育料、園児服(冬のみ)、体操服、帽子、給食費	父 母 の 会	無
保 育 方 針		☆礼儀正しく明るい「げんきな子」 ☆仲良く遊び思いやりのある「やさしい子」 ☆素直で積極的な「がんばる子」 *地域との交流を図りながら、一人ひとりの育ちを大切に する子育て支援。 *豊かな自然環境の中で、季節を味わう園外活動。 *音感や体感を育む和太鼓やキッズスポーツ。 *健康な身体をつくるサッカー教室 *国際社会に生きる子供を育む英語教室。 *虫歯予防フッ化物洗口・歯科衛生指導の実施。 *休日保育事業。	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 春 入園式・こどもの日の集い・親子遠足・いも植え・家庭教育学級 保護者参観 夏 七夕まつり(世代間交流)・夕涼み会・プール遊び・お泊まり保育 秋 運動会・秋の遠足・いも掘り・いも煮会・クッキング保育 冬 発表会・施設訪問・クリスマス会・ひな祭り会・かるた大会 お店やさんごっこ・縄跳び大会・お別れ遠足・卒園式 ※毎月の行事:誕生会(保護者招待)・避難訓練・身体計測・おにぎり遠足 ※専門講師指導:英語教室・和太鼓教室・キッズスポーツ・サッカー教室	

30 すわこども園【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施 設 長 名	帯 田 昌 吾
	所 在 地	薩摩川内市樋脇町市比野 550	電 話 番 号	0996-38-1193
	定 員	80名[2号・3号]、10名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	園長・副園長・保育教諭26名・栄養士1名・子育て支援員4名・調理員3名	保育標準時間 保育短時間	7:00～18:00 8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、給食費(1・2号)等	保 護 者 会	有(200円/月・世帯)
保 育 方 針		(4つの保育方針) 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育 基本方針② “豊かな環境” を通して行う保育 基本方針③ “人との関わり” を大切にする保育 基本方針④ “健康で安全” な保育 を保育の目標として、地域に開かれたこども園づくりを目指しています。本園の保育内容は、恵まれた豊かな自然の中で、子どもたちは伸び伸びと生活し、和太鼓やマーチングなど様々な活動を通して、明るく元気にたくましい子どもに育ってほしいと願っています。	主 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園式 5月 親子バス遠足(動物園) 7月 七夕祭り 8月 お泊まり保育(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 運動会 11月 樋脇文化祭 12月 クリスマス発表会 2月 節分豆まき 思い出ツアー(5歳児) 3月 ひな祭り・卒園式 *毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 *延長保育、一時預かり、地域子育て支援センターも併設し、毎日開所しています。	

31 善福寺こども園 【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 光明福祉会	施 設 長 名	岡 田 晃 昭	
	所 在 地	薩摩川内市榑脇町塔之原1177番地	電 話 番 号	0996-37-2103	
	定 員	40名[2号・3号]、15名[1号]	開 所 時 間	7:00～19:00	
	職員の状況	保育教諭（常勤9名・非常勤3名） 栄養士1名・調理員1名・その他3名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	9:00～17:00	
その他経費	預かり保育料、給食費、延長保育料、園児服、体操服、帽子、その他	父 母 の 会	有(会費300円/月)		
保 育 方 針	豊かな宗教的環境の中で、心身の調和的な発達を図り、一人一人の幼児が幸せな生活のできる礎を築く。 〈めざす子どもの姿〉 ・自然に関心を持って、工夫して遊べる ・お友達と仲良く遊べる ・好き嫌い無く何でも食べられる ・いのちに共感をすることができる ・仏さまに両手を合わせることができる		主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）	4月 入園式・花祭り	
				7月 お泊まり保育(年長児)	
				8月 盆踊り	
				10月 運動会	
				お誕生会（毎月）	
				保育参観（年1回）	
				体操教室（月2回）	
				11月 いもほり	
				12月 おゆうぎ会	
				1月 お店屋さんごっこ	
				3月 お別れ会・卒園式	
				1日遠足（年3回）	
				育児講座（年1回）	

32
びばあ【幼保連携型認定こども園】

設 置 者	社会福祉法人 慈晃福祉会	施 設 長 名	畠 中 智 代	
所 在 地	薩摩川内市入来町副田6046番地 2 5	電 話 番 号	0996－44－4381	
定 員	60名〔2号・3号〕、15名〔1号〕	開 所 時 間	7:00～19:30	
職員の状況	園長・副園長各 1 名・保育教諭 1 5 名 栄養士 1 名・調理師 1 名・調理員 3 名	保育標準時間	7:00～18:00	
		保育短時間	9:00～17:00	
その他経費	預かり保育料、主食・副食費(1・2号)、延長保育料、体操服、帽子	父 母 の 会	有(会費なし)	
保 育 方 針	《生き抜く力の基礎を培う》 ◎元気な子ども 健康・安全・衛生 ◎仲のよい子ども 友情・感謝・規律 ◎考える子ども 学ぶ力・自然との関わり・生命尊重 ◎人間としての型を身につける 自立・挨拶・言葉遣い ◎社会性の基礎を身につける 共生・豊かな心・礼儀 《食事も保育の大切な柱です》 ○煮物・和え物等の和食を中心とした献立 ○添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸、とりがらでだしを取り、薄味で素材の旨味を生かした献立 “こだわりの給食” いつでも給食参観出来ます。		児童福祉法及び学校教育法に基づいた保育・教育の中でさまざまな感動体験を通し、就学後の教育につながる心豊かな子どもたちの育成に努めます。 春 入園進級式・親子レクリエーション・一日遠足 夏 七夕祭り・プール遊び 秋 秋の遠足・生活学習キャンプ・登山 冬 学習成果発表会・お楽しみ会・節分・雛祭り 運動成果発表・卒園修了式 通年 避難訓練(防火防災教室)・交通教室・健康診断 親子ふれあい教室 専門講師による指導 和太鼓／英語遊び／幼児体操 ※保育参観・見学 いつでも受け付けています。	
	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)			

33 入来こども園 【幼保連携型認定こども園】	設 置 者	社会福祉法人 清流福祉会	施設長名	棕 奈 緒 子
	所 在 地	薩摩川内市入来町浦之名7517番地 3	電 話 番 号	0996－44－2391
	定 員	30名〔2号・3号〕、10名〔1号〕	開 所 時 間	7:00～19:00
	職員の状況	園長副園長各1名・保育教諭（幼稚園教諭、保育士）18 名・栄養士1 名・調理師 1 名・子育て支援員 2 名・その他 1 名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
その他経費	預かり保育料、給食費（1・2号）、延長保育料、帽子、その他保護者が利用する費用（遠足交通費等）	父 母 の 会	有(会費100円/月)	
保 育 方 針	豊かな情操教育の中で心身の調和的な発達を図り、ひとりひとりの乳幼児が精一杯人生を生きていけるいずえを築くこと。園の特色として ① 担当制(0・1歳児) 特定の保育士と1対1の愛着関係を大切に育てることで、将来にわたって生きていく力を育てます。また乳児の発達の道筋に合わせて、感覚器官をフルに使って外界を認識できるよう感覚遊びや知育玩具及び運動遊びの環境保育を行います。 ② プロジェクト保育 幼児自ら遊び込める時間と空間の環境(人的、物的及び自然環境)を整え、遊びを通して子どもの発達(意欲、主体性)を促します。又、関わりの中でルールを守ること、相手を思いやることを学んでいます。(特に自然環境の変化に恵まれています。)	主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	春…花まつり、親子遠足 夏…夏祭り、プール遊び、泥んこ遊び、川遊び 秋…祖父母参観、芋ほり、親子ふれあい運動会 冬…報恩講参拝、御餅つき、学びの発表、ひな祭り、修了式 ※年中行事 わらべうた遊び、英語遊び、パパママ育児講座、保育参観 ◎季節毎の食材(野菜や果物等)、麦ご飯や無添加の調味料を使用、黒毛和牛、黒豚やキビナゴ等産地産地消を心がけて、食事やおやつを提供しています。 ◎園バス送迎無料です。	

34 若あゆこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 東郷福祉会	施設長名	柳 田 徳 久
	所在地	薩摩川内市東郷町斧淵4490番地 1	電話番号	0996-42-1106
	定員	80名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭17名・栄養士2名・調理員1名 子育て支援員2名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	延長保育料、給食費、教材、体操服、帽子、制服、預かり保育料等	父母の会	有(年会費500円)
保育方針	針	子どもの幸せを第一に、保護者の思いを尊重し、「共に育て合い、育ち合う」、地域に愛されるこども園を目指します。 ○心身共に健康で元気な子ども ○心豊かで思いやりがある子ども ○自分で考え行動する子ども *はだしの保育：体力づくり：薄着の保育 *音体教育（マーチング専門講師指導） *食育：(郷土料理、世界の料理、行事食)	4月 入園式 はじまりの会 5月 親子遠足(全園児) 6月 保育参観 familyday 7月 七夕会、プール遊び 8月 ボディペインティング 10月 運動会・親子遠足 (3,4,5 歳) *お誕生日会 (毎月) *発育測定、避難訓練、一時預かり、園庭開放 *絵本の貸し出し	
			4月 入園式 はじまりの会 5月 親子遠足(全園児) 6月 保育参観 familyday 7月 七夕会、プール遊び 8月 ボディペインティング 10月 運動会・親子遠足 (3,4,5 歳) *年長児：舞踊	

35 なかよしこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡 野 美 春
	所在地	薩摩川内市祁答院町藺牟田295番地 1	電話番号	0996-56-0033
	定員	40名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭10名・非常勤保育教諭5名・調理師1名・調理員2名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	預かり保育料 (1号)、給食費 (1・2号) 延長保育料、体操服、帽子等	父母の会	無
保育方針	針	○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった (自己肯定感) の思いを育てる ○生きる力を育てる ○親を愛し家族を愛し、人をも慈しむ優しさを育てる ○子ども、保護者、職員全員のよろこびと温もりを育てる	春 入園式・花祭り・遠足 夏 プール遊び・七夕祭り(保育参観)・夕涼み会 秋 運動会・保育参観・だんご作り・芋煮・祖父母参観・秋の遠足 冬 発表会・保育参観・お別れ遠足・卒園式 *年間 お誕生会・避難訓練・園バスでの園外保育・移動図書・クッキング *専門講師指導：スポーツ教室・和太鼓・英語遊び・プログラミング教室 *祁答院町内 (藺牟田除く)、無料送迎バスあり	

36 大王児園 【小規模保育事業】	施設長名	吉 留 喜 久 子	電話番号	0996-22-3857
	所在地	薩摩川内市大王町3番1号	開所時間	7:00～19:00
	定員	19名		
	給食	完全給食	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	帽子、延長保育料	保育短時間	8:00～16:00
			父母の会	無
保育方針	針	●げんきな子 養護の行き届いた環境のもと、基本的な生活習慣や心身の健康発達の基礎を培う ●やさしい子 人に対する愛情、信頼感を養う ●がんばる子 豊かな感性や表現力を育み、自主、自律及び協調の態度を養う	4月 入園説明会 5月 内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 10月 運動会 毎月 誕生会・身体測定・避難訓練 体操教室 11月 内科検診 12月 クリスマス会 2月 節分 3月 ひな祭り 卒園式	

37 中郷保育園 【小規模保育事業】	設 置 者		学校法人 石原学園		施 設 長 名		石 原 良 子		
	所 在 地		薩摩川内市中郷四丁目28番地1		電 話 番 号		0996-20-7288		
	定 員		12名		開 所 時 間		〈平日〉7:00～19:00		
	給 食		完全給食（月 2 回程度、お弁当）				〈土〉7:00～18:30		
	その他経費		延長保育料、個人専用教材		保育標準時間		7:00～18:00		
					保育短時間		8:30～16:30		
保 育 方 針	「あかるく・かしこく・たくましく」を モットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の 教育の基礎を培えるように、保育・教育方 針に従って発達に即した保育・教育を行 い、健全な育成に努めます。				主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)	4 月 参観日		10 月 運動会	
						5 月 遠足・内科検診		11 月 おみせやさんごっこ	
						6 月 歯科検診		12 月 おゆうぎ会（2歳児）	
						7 月 七夕		2 月 節分の行事	
						9 月 綱引き大会・内科検診		3 月 音楽発表会	
						※参加する行事は2歳児から			
						※毎月 お誕生会・避難訓練			



38 のびのびっ 保育園 【小規模保育事業】	施 設 長 名	片 川 洋 子	電 話 番 号	0996-22-8096
	所 在 地	薩摩川内市中郷四丁目95番地	開 所 時 間	〈平日〉7:00～20:00 (※19:00～20:00 要相談)
	定 員	19名		〈土〉7:00～19:00
	給 食	完全給食（第4土曜のみお弁当）		〈日・祝〉8:00～19:00 ※要予約
	その他経費	延長保育料、帽子等	保育標準時間	7:00～18:00
	父 母 の 会	有(月300円)	保育短時間	9:00～17:00
保 育 方 針	ご家庭の温もりにより近い保育を心掛けて います。 近年、核家族・少子化に伴い年齢の異なる 子ども同士のふれあいを支え、“思いやり の心”、“あいさつ”などの小さなことが大 きくて大切だということを一緒に育んで いきたいと考えます。		主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容) 4月 入園説明会 5月 健康診断 6月 歯科健診 7月 七夕 9月 引渡し訓練 10月 運動会・健康診断 11月 マルシェ 12月 クリスマス会 2月 節分 3月 ひな祭り・お別れ遠足 ※お誕生会(毎月) 身体測定(毎月) 避難訓練(毎月) ※7月中旬～8月末 プール ※病児保育・休日保育(要予約) 行っています。	



39 チャイルドルーム・マミィ【小規模保育事業】	施設長名	下 西 里 美	電話番号	0996－29－3288
	所在地	薩摩川内市原田町28番16号	開所時間	7:00～19:00
	定員	12名		
	給食	完全給食（第3土曜日はお弁当の日）	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、写真代、消耗品等、帽子代（希望者のみ）	父母の会	無
保 育 方 針	 チャイルドルーム・マミィは、四葉のクローバーが意味するお子様の幸せを願っています。 ・イエロー の 元気よく ・ピンク の 優しく温かく ・ブルー の たくましく清らかに ・グリーン の のびのびと 健やかに育まれるよう応援していきます。		主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）	4月 入園式・進級式（お子様のみ）
				5月 総合避難訓練（防災士による）・春の遠足
				7月 歯科健診、歯みがき指導
				9月 内科健診1回目
				10月 お外遊びレクリエーション
				12月 クリスマス会・お楽しみ保育参観キッズ英語
				2月 内科健診2回目・節分
				3月 お別れ遠足・ひな祭り・卒園式（お子様のみ）
				・毎月発育測定・避難訓練
				・子どもさんの生まれ月によるお誕生会
				・イベントキッズ英語（年5回）
				・0歳からの英語でお遊び（月2回）
				・色で遊ぼう（月2回）



40
さくらんぼ保育園【小規模保育事業】

施設長名	橋 元 米 子	電話番号	0996-22-0377	
所在地	薩摩川内市中郷四丁目211番地	開所時間	7:00～19:00	
定 員	19名			
給 食	完全給食（毎月 1 5 日はお弁当の日）	保育標準時間	7:00～18:00	
		保育短時間	8:30～16:30	
その他経費	延長保育料、写真代、帽子代、 連絡帳代 等	父 母 の 会	無	
保 育 方 針	☆保育方針 ・子ども同士の集団遊びや活動を通して 一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間 形成を家庭的な雰囲気の中で育てます。 ・保護者とのよりよい信頼関係を深めな がら、地域との連携を大切に、子どもの 育ちや子育てを支えます。 ☆保育目標 一緒に散歩 一緒に絵本 一緒に遊ぶ	主 な 年 間 行 事 保 育 内 容	4 月 入園式・進級式 10 月 共同保育所ひまわり 園運動会参加	
			5 月 春の親子遠足 12 月 クリスマスパティー 6 月 親子レクリエーション 2 月 節分 7 月～8 月 プール遊び 3 月 お別れ遠足・修了式 9 月 グループホーム川内森の里との交流会 誕生会(毎月末)、身体測定(毎月末) お弁当の日・園開放(毎月15日)、避難訓練（毎月） 健康診断(年2回)、歯科健診(年1回) 交通安全教室（年3回）	

41 せんだい中央保育園「小規模保育事業」	設 置 者	学校法人 石原学園		施 設 長 名	森 山 鉄 郎	
	所 在 地	薩摩川内市平佐一丁目111番地		電 話 番 号	0996-23-5700	
	定 員	12名		開 所 時 間	7:00～19:00	
	給 食	完全給食（月2回程度、お弁当）	保育標準時間	7:00～18:00		
			保育短時間	8:30～16:30		
	その他経費	延長保育料、個人専用教材		父 母 の 会	無	
保 育 方 針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。			主 要 年 間 行 事（保育内容）	5月 遠足・参観日・内科検診 11月 おみせやさんごっこ 6月 歯科検診 12月 おゆうぎ会（2歳児） 7月 七夕 2月 節分の行事 9月 綱引き大会・内科検診 3月 音楽発表会 10月 運動会（2歳児） ※参加する行事は2歳児から ※毎月 お誕生会・避難訓練	

42 ちゅうりつ保育園 【事業所内保育事業】	設 置 者		公益社団法人 川内市医師会立市民病院		施 設 長 名		小 牧 加 代 子		
	所 在 地		薩摩川内市永利町4000番地2		電 話 番 号		0996-20-5770		
	定 員		50名（従業員枠と地域枠の合計）		開 所 時 間		7:00～19:00		
	職員の状況		常勤保育士6名・非常勤保育士5名・管理栄養士1名・常勤看護師2名・子育て支援員1名・常勤調理師1名・調理員1名・事務その他3名				*勤務による日・祝日保育有 *病児保育有 *一時保育有		
	その他経費		延長保育料、月刊絵本、カラー帽子等		保育標準時間		7:00～18:00		
				保育短時間		8:30～16:30			
保 育 方 針		多様なニーズに応え、常に家庭的環境を意識し「心の安定」と「育ち」を大切に見守りながら ・安心して預けられる保育所 ・信頼される職員 ・個性を大切にする保育をめざします。				主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）		4月 入園式・始園式 5月 運動会 7月 七夕まつり 8月 お泊まり保育(年長児) 毎月 誕生会・避難訓練・身体測定・体操教室（2回） その他 健康診断年2回・保育参観	
								10月 親子遠足 12月 発表会 3月 お別れ遠足 お別れ会 卒園式	

43 大樟保育園 【事業所内保育事業】	設 置 者		学校法人 新田学園	施 設 長 名		種 子 田 佳 奈 子	
	所 在 地		薩摩川内市御陵下町11番9号	電 話 番 号		0996-22-3974	
	定 員		12名（従業員枠と地域枠の合計）	開 所 時 間		7:30～19:00	
	職員の状況		常勤保育士2名・非常勤保育士1名・ 常勤子育て支援員2名・その他職員1名	保育標準時間		7:30～18:30	
				保育短時間		7:30～15:30	
	その他経費		延長保育料 2歳児のみ：絵本代、体操服代	父 母 の 会		なし	
	保 育 方 針	新田神社の豊かな自然の杜の中で、御神木の 大樟（おおくす）のように大きく立派に 成長出来るよう、子ども一人一人の感性や 自律性・自主性・社会性を大切に丁寧に 育んでいきます。 （保育理念・保育方針は、みくにキッズ保育園に準じ ます）（連携施設（年少以降の進級先）は同敷地内にあ る、みくに幼稚園又はみくにキッズ保育園です）			主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）	4月 入園式	
7月 夕涼み会（夏越祭）						3月 遠足・卒園式・お別れ会食	

10月 未満児保育参観	※毎月1回
11月 七五三詣り	リトミック（0～2歳児）
12月 餅つき・おゆうぎ会（未満児）	リズム教室・英語教室（2歳児）
毎月2歳児以上は、新田神社の322段の階段をあがり神社参拝をいたします。	

※大樟保育園の0歳児は従業員枠のみ受入可能です。

44 里保育園【へき地保育所】	設 置 者	薩摩川内市	施 設 長 名	薩摩川内市社会福祉協議会 甌島支所長	
	所 在 地	薩摩川内市里町里1900番地2	電 話 番 号	09969-3-2145	
	定 員	19名	開 所 時 間	8:00～18:00	
	職員の状況	常勤保育士3名・非常勤保育士1名・ その他支援員6名	保育標準時間	8:00～18:00	
			保育短時間	8:00～16:00	
	その他経費	園費	父 母 の 会	なし	
	保 育 方 針	【保育目標】 ①友だちと助け合える子 ②失敗を恐れず、いろいろチャレンジでき る子 ③優しさのある子 私たち職員は、子どもを真ん中にして保 護者と手を携え「子どもたちが健やかに育 つよう」日々の保育に取り組みます。子ど もたちにより多くの感動的出会い「機会・ 環境」を用意します。	主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）	4月 健康診断 5月 親子遠足 6月 職場体験受入れ 7月 水遊び 8月 水遊び 9月 町内運動会参加 10月 健康診断 11月 運動会・芋堀り 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 卒園式 ※身体測定・お誕生会（毎月） ※避難訓練（年2回）	

45 下甌保育園【へき地保育所】	設 置 者	薩摩川内市	施 設 長 名	薩摩川内市甌振興局下甌支所 地域振興課長	
	所 在 地	薩摩川内市下甌町青瀬382番地	電 話 番 号	09969-5-1117	
	定 員	19名	開 所 時 間	8:00～18:00	
	職員の状況	非常勤保育士3名・非常勤子育て支援員4名	保育標準時間	8:00～18:00	
			保育短時間	8:00～16:00	
	その他経費	なし	父 母 の 会	なし	
	保 育 方 針	・甌島の豊かな大自然の中で、保護者や地 域との連携を大切に、のびのびと生活で きる保育 ・家庭的な雰囲気の中で、発達に合わせた 生活習慣を身につけさせる保育	主 な 年 間 行 事 （ 保 育 内 容 ）	5月 健康診断 6月 歯科検診 9月 運動会 10月 健康診断 11月 おたのしみ発表会 12月 餅つき大会 クリスマス会 ※身体測定（毎月） ※避難訓練（年2回） 2月 節分 3月 卒園式	

市内保育施設位置図

★保育所

番号	施設名
1	川内隣保館保育園
2	隈之城保育園
3	永利保育園
4	清涼保育園
5	西風園
6	あさひ保育園
7	高城保育園
8	育英保育園
9	平佐保育園
10	青山保育園
11	清水丘保育園
12	勝目保育園
13	共同保育所ひまわり園
14	さとのもり保育園
15	永照寺保育園
16	大村保育園

★認定こども園

番号	施設名
17	せんだい幼稚園
18	青山幼稚園
19	のぞみ幼稚園
20	鹿児島純心大学附属純心幼稚園
21	川内すわこども園
22	りぼんこども園
23	みくにキッズ保育園
24	高江こども園
25	川内すわこども園SECOND
26	さつま川内こども園
27	せいくんこども園
28	愛こども園
29	水引こども園
30	すわこども園
31	善福寺こども園
32	びぼあ
33	入来こども園
34	若あゆこども園
35	なかよしこども園

★小規模保育事業

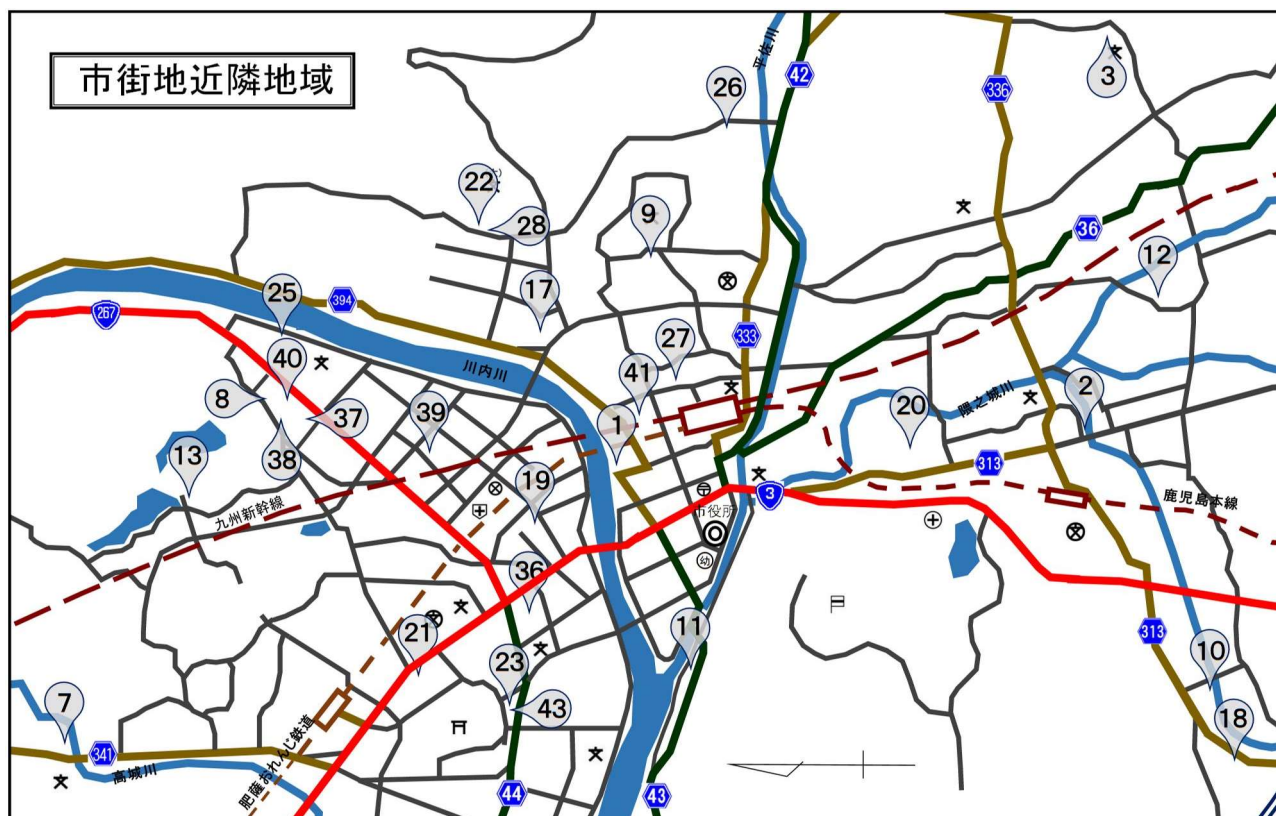
番号	施設名
36	大王児園
37	中郷保育園
38	のびのびこ保育園
39	チャイルドルーム・マミィ
40	さくらんぼ保育園
41	せんだい中央保育園

★事業所内保育事業

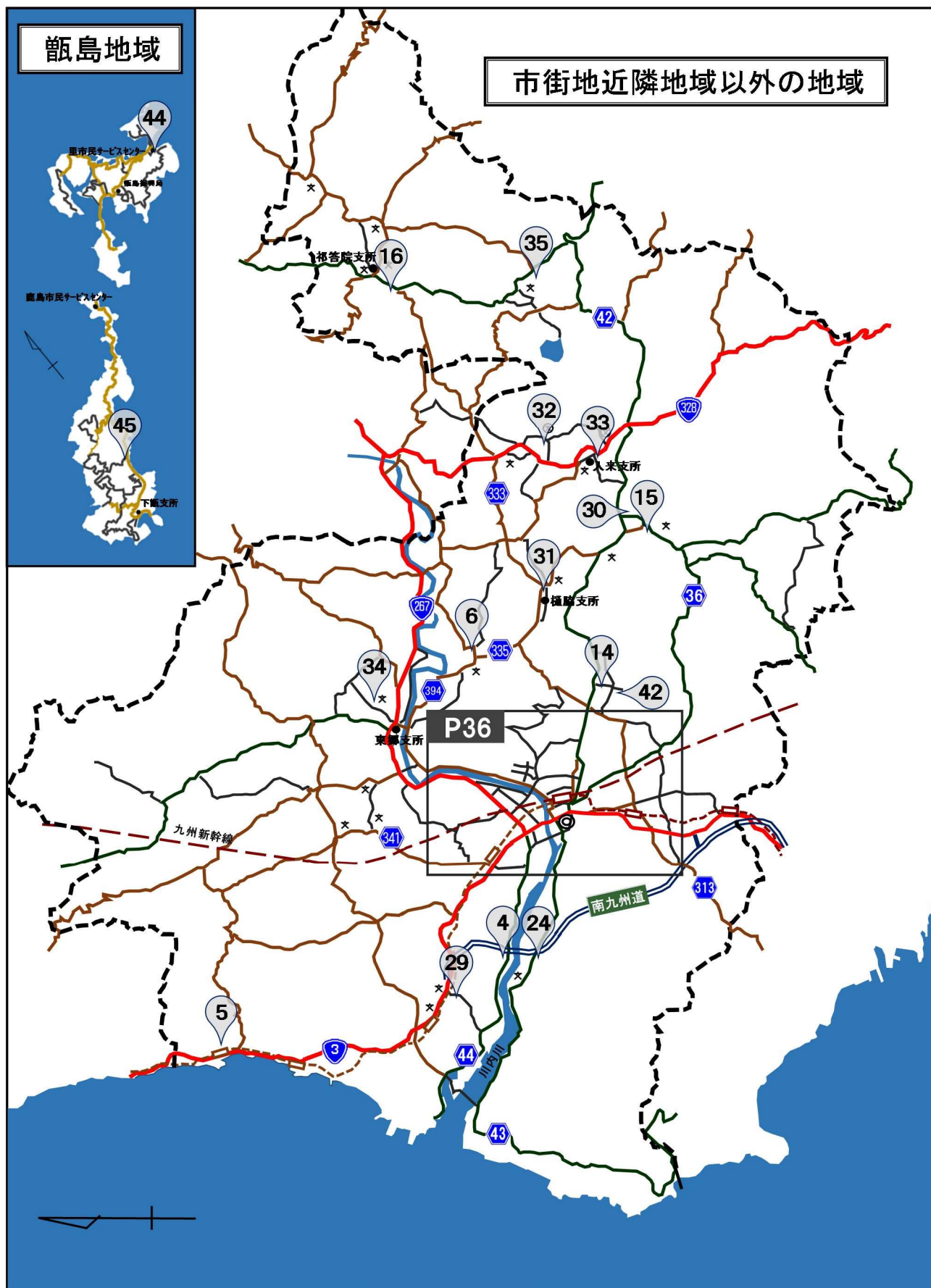
番号	施設名
42	ちゅうりっぷ園
43	大樟保育園

★へき地保育所

番号	施設名
44	里保育園
45	下甕保育園



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。

10 保育施設利用Q&A

利用申込みについて

Q1 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A1 保育の必要性を点数化し、その点数の高いお子さんから利用を決定します。保育施設の希望順で点数に差はつかないことから、第2希望以下の方が不利になることはありません。希望の順番にご記入ください。

Q2 現在求職中ですが、利用することができますか？

A2 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労など保育を必要とする事由のある方を優先します。また、原則として支給認定を受けた後90日以内に就労証明書を提出されないときは、支給認定の期間満了となり、施設に在籍している場合でもその月の末日をもって利用終了（退園）となります。

Q3 希望施設を変更（追加）したいのですが、どうしたらいいですか？

A3 子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課へご連絡ください。
なお、施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用を決定することになります。また、希望施設に受入れの余裕がないなどの理由によりご希望に沿えないことがあります。この場合、取り下げをされない限り年度内は毎月利用調整を行います。

Q4 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A4 ご利用になれなかった場合、最初の利用希望月に限りその理由を文書でお知らせします。申請を取り下げない限り、翌月以降も引き続き利用調整しますので、新たに申し込みは必要ありません。

ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、支給認定の内容に変更が生じることがあります（6ページ参照）ので、必ずご連絡ください。

なお、就労や出産などの状況変更についてご連絡がないまま、利用調整において保育施設の案内を受けた場合、教育・保育給付認定や利用決定が取消されることがあります。

Q5 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更（転園）はできますか？

A5 年度内に転園を希望される場合、転園申込が必要です。詳しくは8ページをご覧ください。
なお、変更が決定した後は、もともと在籍していた施設は新たな利用調整を行うため、決定後のキャンセルはできない場合がありますのでご注意ください。

Q6 郵送でも申請できますか？

A6 できます。郵便到着日が受付日となりますので、利用希望月の受付期間内に必着するようご注意ください。書類不備の場合は受付できませんので、不明な点がございましたら事前にお電話で確認してください。

Q7 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A7 保育を必要とする事由がなくなった場合は利用終了（退園）となります。求職活動ができる場合は、求職活動中であることを証明する書類をすみやかに提出し、支給認定の変更を受けてください。その後、90日以内に就労証明書を提出してください。

事業所への調査で実際に就労していない場合、または仕事を辞めた旨の連絡がない場合

は、その事実が判明した時点で教育・保育給付認定が取消しとなり、利用終了となります。

教育・保育給付認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか？

- A1 1号（教育標準時間）認定を受けた場合の教育・保育給付認定の有効期間は、教育・保育給付認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでです。
- 2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から小学校就学の始期に達するまでです。3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの期間です。なお、保育の必要性の認定に係る「事由」などにより、短い期間で設定される場合があります。
- 退所や、事業を利用しなくなったときは、退所日以降、教育・保育給付認定は取り消されます。

Q2 共働きで幼稚園と保育園を併願する予定ですが、どのような手続きをすればよいのですか？

- A2 幼稚園の利用手続きは施設経由で行ってください。保育施設の利用手続きについては、市の教育・保育給付認定を受けたあとに市による利用先の調整を受けることとなります。共働きで月48時間以上かつ月12日以上就労に該当する場合、幼稚園利用対象である3歳以上のお子さんについては基本的に「2号認定」で申請していただきます。しかし、最終的に幼稚園の利用を選択した場合は、「1号認定」へ切り替えます。その場合、施設等利用給付認定（新2号認定）の申請をすることによって、上限額の範囲内で預かりを無償化とすることができます。一方で保育施設の利用を選択した場合は「2号認定」が継続になります。

Q3 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか？

- A3 保育の必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります（12ページ参照）。
- ここで認定されるのはあくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労など実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用している場合など、認定された必要量に満たない利用となることがあります。
- また、お子さんの月齢が6か月未満や、発達支援保育の対象になっているなどの状況により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q4 教育・保育給付認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、支給認定されますか？

- A4 認定申請の手続きの際に書類が不足していると、教育・保育給付認定ができないため教育・保育給付認定の対象外となり、希望施設の利用調整もできません。必要書類を揃えて保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに必ずご提出ください。

Q5 育児休業での教育・保育給付認定はどうなりますか？

- A5 「育児休業を取得する」ことによる教育・保育給付認定の期限は、育児休業の対象となる子供が1歳に達する日以後の最初の3月31日までです。（パート等で出産に伴い退職された方で、出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている場合も含む）。（7ページ参照）
- いずれの場合も、証明書類の提出により、兄弟について教育・保育給付認定します。また、この期間を超えての教育・保育給付認定はできません。

Q 6 出産を控え退職したのですが、教育・保育給付認定に関する手続きは必要ですか？

A 6 「1号認定」を受けている場合は、特に手続きの必要はありません。

ただし、「新2号認定」、「2号認定」、「3号認定」を受けている場合は、保育の必要性の事由を「就労」から「妊娠・出産」に変更する必要がありますので、12ページに掲載している証明書類を必ず子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

このほか、「妊娠・出産」から「育児休業」に事由を変更したい場合や、「就労」で勤務日数や時間、勤務地などに変更があった場合なども、保育の必要性の事由や有効期間、保育の必要量などの変更を伴うことがありますので、証明書類を必ず提出してください。

証明書類の提出が遅れた場合や提出がないときは、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

Q 7 保育の必要量を変更してほしいのですが…？

A 7 保育の必要量は、保育の必要性の事由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」を認定しますので、その変更には、保護者の保育の必要性とあわせて保育必要量の変更を必要とする証明書類を提出していただく必要があります。

なお、証明書類の提出のあった月の翌月1日から変更されます。月途中での変更はできません。保育の必要量の変更が必要な方は、お早めに証明書類をご提出ください。

保育料について

Q 1 保育料はどのように決定するのですか？

A 1 保育料は、父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定し、決定します。

4月から8月までの保育料は令和6年度市区町村民税所得割課税額で、9月から翌年3月までは令和7年度市区町村民税所得割課税額で、それぞれ算出し基準表に当てはめます。市区町村民税課税額の確認ができない場合は、各教育・保育給付認定区分での最高額の保育料で決定することになりますのでご了承ください。

Q 2 保育料は利用する施設により異なりますか？

A 2 保育施設の保育料は、どの施設であっても同じ算定方法で決定します。ただし、保育料とは別に実費（副食費や園服、園帽の費用、かばん代、教材費、スイミング教室費用、延長保育料など）の徴収や上乘せ徴収している施設がありますので、それらの費用は直接保育施設にお支払いください（くわしくは各施設におたずねください）。

Q 3 ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

A 3 保育料は父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、ひとり親家庭であっても課税がある場合は保育料がかかります。

また、離婚が未成立であった場合や、事実婚であるなどひとり親家庭と認められない場合は、父母の課税から保育料を算定します。

Q 4 事前に保育料の額を知りたいのですが？

A 4 正式な保育料は、保育料決定通知書でお知らせしますが、例年6月頃に通知される市区町村民税額決定通知書などに記載されている市区町村民税所得割額の父母で合計した金額を、保育料の表に当てはめることで保育料を確認することができます（15～16ページ参照）。

なお、個人情報保護の観点から、電話やメールなどではお答えできません。

保育の必要性の事由と優先度について

保育施設の利用調整は、①保育の必要性の事由と②優先度を点数化して、その合計に基づいて実施します。

① 保育の必要性の事由

保育の必要性の事由には、12ページに記載してある保護者が保育をできない理由ごとに点数を設定しています。

たとえば、月曜日から金曜日まで1日8時間就労する保護者は、求職中の保護者よりも高い点数となります。

② 優先度

優先度には、その世帯の状況に応じて点数に加点または減点を設定しています。主に加点されるのは、次のような場合です。

- ・特定教育・保育施設(認可)事業の従事者
- ・小規模保育事業や事業所内保育事業(地域枠)の卒園児
(満3歳に達した次の4月)
- ・あらかじめ保育施設から利用できる旨の回答がある障害のある児童
- ・育休復帰・ひとり親世帯・きょうだい同時に保育施設を利用する場合など

③ 同点の場合

合計点が同点となった場合は、優先度加算点が高い児童が優先されます。

④ 利用調整

利用調整は、第1希望から第5希望の施設の中から①と②の点数を合計して行います。

高い点数から順に調整しますので、A保育園を第1希望、B保育園を第2希望にしているCさんがA保育園では次点になり、B保育園を第1希望にしているDさんより高い点数なら、B保育園はCさんを優先します。

したがって、申込みの際は利用を希望する順に、実際に利用したい保育施設を記入してください。

なお、第1希望だけや第2希望まで記入している場合は、記入してある保育施設で利用調整を行います。

また、会社の倒産・整理解雇による失業や災害、生活保護を受給するほど収入が減った場合などを除いて、保育料に滞納があるときは、新規に申し込むそのきょうだいの点数は減点します。

※ 令和7年度の①～③の点数等詳細については、令和6年10月25日から市のホームページに掲載する予定です。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳」の記入例

【令和7年度】

氏名・生年月日・年齢		利用希望施設	
フリガナ サツマセンダイ タカモリ 薩摩川内 隆盛 (平成・令和 6年 5月 4日生 0歳)		第1希望	〇〇〇〇保育園
		第2希望	〇〇〇〇幼稚園
		第3希望	〇〇〇〇こども園
性別	個人番号(マイナンバー)	第4希望	〇〇〇〇こども園
男	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	第5希望	〇〇〇〇保育園
障害者手帳・療育手帳の有無		障害児支援サービス(発達支援等)の有無	
有 ・ 無		無 ・ 利用中 ・ 計画中 ・ 相談中 ・ 相談予定	

- ・希望する施設名を第5希望まで記入してください。
- ・年齢は令和7年4月1日現在のものとしてください。
- ・訂正は二重線で行ってください。修正液、修正テープは使用不可です。
- ・消せないボールペンで記入してください。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳

令和 6年 11月 〇日

申請者氏名(署名) 薩摩川内 太郎

※自署で記入してください。

薩摩川内市長 様

上記の子どもについて、教育・保育給付認定を申請します。
あわせて、保育施設等の利用を申し込みます。

保 護 者	居住 地	薩摩川内市 神田町3番22号		連絡先(第1連絡先に☑を記入してください。)		
	フリガナ 氏名①	サツマセンダイ タロウ 薩摩川内 太郎	フリガナ 氏名②	ツマセンダイ ハナコ 薩摩川内 花子	☐ 自宅TEL 0996-23-5111 ☐ 携帯(父) 090-1234-5678 ☒ 携帯(母) 080-9876-5432	
保育の 希望の 有 無	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する(幼稚園等と併願の場合を含む。)				
	無	幼稚園等の利用を希望する(保育所等を併願する場合を除く。)				

(注)

- ・「保護者」欄の「氏名①・氏名②」には、父母それぞれの氏名を書いてください。
- ・「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「保育の希望の有無」欄の「有」を○で囲んだ場合は①～⑤に必要事項を、「無」を○で囲んだ場合は①、②、④及び⑤に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。

※別紙(①～⑤の調書)を必ず添付してください。

(1枚目表面)

(別紙)

① 世帯の状況

区分	氏名 (保護者を含む。 (申請子どもを除く。))	申請子ども の続柄	個人番号(マイナンバー) 生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先 (R . . . 現在)	要介護認定又は 障害者手帳・療 育手帳
申請 子ども の世帯 員	(フリガナ) サツマセンダイ タロウ 薩摩川内 太郎	父	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 T・S・H・R 年 月 日生	(株)〇〇商事 (東京都)	有 無
	(フリガナ) サツマセンダイ ハナコ 薩摩川内 花子	母	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 T・S・H・R 年 月 日生	パート (育休中)	有 無
	(フリガナ) サツマセンダイ イチロウ 薩摩川内 一郎	兄	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 T・S・H・R 年 月 日生	〇〇小学校	有 無
	(フリガナ) サツマセンダイ シロウ 薩摩川内 次郎	兄	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 T・S・H・R 年 月 日生	〇〇保育園	有 無
	(フリガナ) サツマセンダイ ツン 薩摩川内 つん	妹	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 T・S・H・R 年 月 日生		有 無
	(フリガナ) サツマセンダイ ハナ 薩摩川内 華	祖母	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 T・S・H・R 年 月 日生		有 無
令和6年1月1日時点の住所	☐ 薩摩川内市内 ☒ 他の市町村 (〇〇県 〇〇市)				
令和7年1月1日時点の住所	☒ 薩摩川内市内 ☐ 他の市町村 ()				
家庭の状況	☐ 次のいずれにも該当しない ☐ ひとり親家庭 ☒ 障害のある方が同居 ☐ 生活保護世帯 (年 月 日保護開始)				

② 利用を希望する期間・時間等

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	
利用を希望する時間	利用曜日 (〇を付けてください。)	利用時間
	月・火・水・木・金・土	7時30分から17時00分まで 分まで ☐ 保育短時間認定を希望する

③ 保育を必要とする理由等

保護者が次の理由で保育所等での保育を希望する場合、必ず記入してください。

続柄	保育を必要とする理由
父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 --- 前職の離職日 (令和 年 月 日) ☐ 就学 ----- 在学期間 (令和 年 月 日) まで ☐ 育児休業 --- 休業期間 (令和 年 月 日) まで、復職予定日 (令和 年 月 日) ☐ その他 ----- 具体的に記入【 】
母	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☒ 妊娠・出産 --- 出産日または出産予定日 (令和 7 年 4 月 9 日) ☐ 求職活動 --- 前職の離職日 (令和 年 月 日) ☐ 就学 ----- 在学期間 (令和 年 月 日) まで ☐ 育児休業 --- 休業期間 (令和 年 月 日) まで、復職予定日 (令和 年 月 日) ☐ その他 ----- 具体的に記入【 】

・該当するものに☑を付け、()内に期間等を記入してください。

(1枚目裏面)

④ 祖父母の状況

		祖父				祖母				
父方	氏 名	亡		年齢		氏 名	薩摩川内 華		年齢	60
	□同居 □別居（居住地： ）					☑同居 □別居（居住地： ）				
	□就労（勤務先： ） □在宅 □疾病 □その他（ ）					□就労（勤務先： ） □在宅 ☑疾病 □その他（ ）				
		祖父				祖母				
母方	氏 名	鹿兒島 太郎		年齢	55	氏 名	不明		年齢	
	□同居 ☑別居（居住地：〇〇県〇〇市△△町）					□同居 □別居（居住地： ）				
	☑就労（勤務先： 鹿太郎農園 ） □在宅 □疾病 □その他（ ）					□就労 □在宅 □疾病 □その他（ ）				

・すでに死亡されている場合は氏名欄に「亡」と、所在が分からない場合は「不明」と記入してください。

⑤ 他の小学校就学前のきょうだいの状況

区 分	きょうだいの氏名
□ 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	
☑ 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	薩摩川内 次郎
□ 別の保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。 理由（ ）	
□ 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由（ ）	
□ 次の理由で申し込んでいない。 □ 認可外保育施設を利用している。（施設名 ） □ 企業主導型保育を利用している。（事業所名 ） □ 勤務先等に連れて行っている。 □ 親族等がみている。 □その他（ ）	

園への特記事項 ※入所調整のための参考となります。特別な対応等が必要な場合は各自事前に希望園に相談してください。

食物アレルギーがありますか？
□なし ☑あり（内容： 卵、小麦 ）
園生活において特に注意が必要な事項があれば記入してください。
例：〇〇〇〇〇病により、日光にあたる事が出来ない。 糖尿病のため、血糖値測定及びインスリン注射が必要（1日×回）。

11. 適正に保育料の算定や副食費の免除の可否を判定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。

・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・障害福祉課（同居者の障害に関すること）

※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。

12. 通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などは保護者負担となります。

ただし、副食費は一部の方において、費用が免除される場合もあります。保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

13. 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。

・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・市民健康課（児童の生育に関すること）

・障害福祉課、社会福祉課（児童の障害に関すること） ・防災安全課（災害発生時）

・消防局（火災・救急発生時） ・収納課（滞納関係）

※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含まれます。

14. 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあり、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。

15. 認可保育所の場合、保育料を滞納すると、施設経由で督促状を交付するほか、市の職員が電話や自宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて認可保育所に提供します。

16. 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それでもなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の収納情報を必要に応じて、市が施設に確認することがあります。

17. 認定の要件に適合しているかを確認するために「保育施設利用の教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。現況届の提出がない場合は、教育・給付認定を取り消すことがあります。（教育・保育認定が取り消されると保育所等を退園になります。）

薩摩川内市長 宛

教育・保育給付認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

（署名欄）

同意年月日 令和 6 年 11 月 ○日

住所 鹿児島県薩摩川内市 神田町3番22号

保護者①署名 薩摩川内 太郎

保護者②署名 薩摩川内 花子

※保護者①②は自筆で記入してください。

子ども氏名 薩摩川内 隆盛

申請子ども	氏名・生年月日・年齢				利用希望施設				
	フリガナ (平成・令和 年 月 日生 歳)				第1希望				
					第2希望				
					第3希望				
	性別	個人番号(マイナンバー)			第4希望				
						第5希望			
	障害者手帳・療育手帳の有無				障害児支援サービス(発達支援等)の有無				
有 ・ 無				無 ・ 利用中 ・ 計画中 ・ 相談中 ・ 相談予定					

- ・希望する施設名を第5希望まで記入してください。
- ・年齢は令和7年4月1日現在のものとしてください。
- ・訂正は二重線で行ってください。修正液、修正テープは使用不可です。
- ・消せないボールペンで記入してください。

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳

令和 年 月 日

申請者氏名(署名)

※自署で記入してください。

薩摩川内市長 様

上記の子どもについて、教育・保育給付認定を申請します。
あわせて、保育施設等の利用を申し込みます。

保護者	居住地	薩摩川内市			連絡先(第1連絡先に☑を記入してください。)
	フリガナ		フリガナ		☐ 自宅TEL - -
	氏名①		氏名②		☐ 携帯(父) - - ☐ 携帯(母) - -
保育の希望の有無	有 :	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する(幼稚園等と併願の場合を含む。)			
	無 :	幼稚園等の利用を希望する(保育所等を併願する場合を除く。)			

(注)

- ・「保護者」欄の「氏名①・氏名②」には、父母それぞれの氏名を書いてください。
- ・「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「保育の希望の有無」欄の「有」を○で囲んだ場合は①～⑤に必要事項を、「無」を○で囲んだ場合は①、②、④及び⑤に必要事項を記入してください。記入に当たっては「記入上の注意」をよく読み、字は楷書ではっきりと書いてください。

※別紙(①～⑤の調書)を必ず添付してください。

(別紙)

① 世帯の状況

区分	氏 名 (保護者を含む。) (申請子どもを除く。)	申請子ども の続柄	個人番号 (マイナンバー)		就労・通学・通園先 又は単身赴任先 (R . . . 現在)	要介護認定又は 障害者手帳・療 育手帳
			生年月日			
申請子どもの 世帯員	(フリガナ)					有・無
			T・S・H・R	年 月 日 生		有・無
	(フリガナ)					有・無
			T・S・H・R	年 月 日 生		有・無
	(フリガナ)					有・無
			T・S・H・R	年 月 日 生		有・無
令和6年1月1日時点の住所		☐ 薩摩川内市内 ☐ 他の市町村 ()				
令和7年1月1日時点の住所		☐ 薩摩川内市内 ☐ 他の市町村 ()				
家庭の状況		☐ 次のいずれにも該当しない ☐ ひとり親家庭 ☐ 障害のある方が同居 ☐ 生活保護世帯 (年 月 日保護開始)				

② 利用を希望する期間・時間等

利用を希望する期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
利用を 希望する 時間	利用曜日 (○を付けてください。)		利用時間
	月・火・水・木・金・土		時 分から 時 分まで
			☐ 保育短時間認定を希望する

③ 保育を必要とする理由等

保護者が次の理由で保育所等での保育を希望する場合、必ず記入してください。

続柄	保育を必要とする理由
父	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧
	☐ 求職活動 --- 前職の離職日 (令和 年 月 日)
	☐ 就学 ----- 在学期間 (令和 年 月 日) まで
	☐ 育児休業 --- 休業期間 (令和 年 月 日) まで、復職予定日 (令和 年 月 日)
	☐ その他 ----- 具体的に記入【 】
母	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧
	☐ 妊娠・出産 --- 出産日または出産予定日 (令和 年 月 日)
	☐ 求職活動 --- 前職の離職日 (令和 年 月 日)
	☐ 就学 ----- 在学期間 (令和 年 月 日) まで
	☐ 育児休業 --- 休業期間 (令和 年 月 日) まで、復職予定日 (令和 年 月 日)
	☐ その他 ----- 具体的に記入【 】

・該当するものに☑を付け、()内に期間等を記入してください。

(1枚目裏面)

④ 祖父母の状況

		祖父				祖母			
父方	氏名		年齢		氏名		年齢		
	☐ 同居 ☐ 別居（居住地： ）				☐ 同居 ☐ 別居（居住地： ）				
	☐ 就労（勤務先： ） ☐ 在宅 ☐ 疾病 ☐ その他（ ）				☐ 就労（勤務先： ） ☐ 在宅 ☐ 疾病 ☐ その他（ ）				
		祖父				祖母			
母方	氏名		年齢		氏名		年齢		
	☐ 同居 ☐ 別居（居住地： ）				☐ 同居 ☐ 別居（居住地： ）				
	☐ 就労（勤務先： ） ☐ 在宅 ☐ 疾病 ☐ その他（ ）				☐ 就労（勤務先： ） ☐ 在宅 ☐ 疾病 ☐ その他（ ）				

・すでに死亡されている場合は氏名欄に「亡」と、所在が分からない場合は「不明」と記入してください。

⑤ 他の小学校就学前のきょうだいの状況

区 分	きょうだいの氏名
☐ 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	
☐ 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	
☐ 別の保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。 理由（ ）	
☐ 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由（ ）	
☐ 次の理由で申し込んでいない。 ☐ 認可外保育施設を利用している。（施設名 ） ☐ 企業主導型保育を利用している。（事業所名 ） ☐ 勤務先等に連れて行っている。 ☐ 親族等がみている。 ☐ その他（ ）	

園への特記事項 ※入所調整のための参考情報です。特別な対応等が必要な場合は各自事前に希望園に相談してください。

食物アレルギーがありますか？
☐ なし ☐ あり（内容： ）
園生活において特に注意が必要な事項があれば記入してください。
例：〇〇〇〇病により、日光にあたる事が出来ない。糖尿病のため、血糖値測定及びインスリン注射が必要（1日X回）。

記入上の注意

(2枚目表面)

この申請書は、保護者が次の点に注意し、もれなく記入のうえ、市に提出してください。

なお、申請する子どもがその家庭から2人以上いる場合は、子どもごとにそれぞれ申請書が必要です。

【1枚目・表面】

1. 「申請子ども」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」及び「個人番号（マイナンバー）」を記入してください。
2. 年齢は令和7年4月1日時点の年齢を記入してください。
3. 「障害者手帳・療育手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の所持の有無について、該当するものを○で囲んでください。（「有」のときは、その手帳類の写しも提出してください。）
4. 「障害児支援サービス（発達支援等）の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。（「利用中」または「計画中」のときは、そのことがわかる書類の写しも提出してください）
5. 保護者が単身赴任などで申請子どもと別居しているとき、その保護者の住所は余白部分に記入してください。
6. 「保護者居住地・連絡先」欄中の□には、最も容易に連絡のつく連絡先にチェックを入れてください。

【1枚目・裏面】

7. 「①世帯の状況」の欄は、申請子どもと同居している家族（単身赴任などのために別居している保護者を含む。）のうち、申請児童以外全員について記名し、「要介護認定または障害者手帳・療育手帳」欄は、該当するものを○で囲んでください。また、「就労・通学・通園先又は単身赴任先」の欄は、令和7年4月1日時点の就労先名（単身赴任先）、学校名、幼稚園名、保育施設名などをそれぞれ記入してください。（年度途中の場合は、利用希望月の1日時点）
8. 令和7年1月1日現在および令和7年1月1日現在（予定含む）、保護者の住所が薩摩川内市以外の場合は、その市町村名を記入してください。（父母で別々の市町村の場合はその旨も記載してください。）
9. 「②利用を希望する期間・時間帯」の欄は、保育施設（事業者）の利用を始めた日から、小学校就学始期に達するまでの間で、当該施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。
10. 「③保育の利用を必要とする理由等」は、該当する理由の□欄をチェックしてください。該当する項目がない場合は、その他の□にチェックし、（ ）内に理由を具体的に記入してください。
11. 母の保育を必要とする理由が「妊娠・出産」に該当する場合は、出産日または出産予定日、産休・育休復帰予定日を記入してください。

【2枚目・表面】

12. 「④祖父母の状況」は、祖父母の現況について該当する□欄をチェックしてください。すでにお亡くなり場合は、該当する「祖父」・「祖母」の各氏名欄に「亡」と記入してください。
13. 「⑤他の小学校就学前のきょうだいの状況」は、申請子どものきょうだいについて、令和7年度の予定としてあてはまる欄に記名してください。
14. 申請子どもに園への特記事項があるときは、その内容を記入してください。

【留意事項】

- 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）へ入所については、
 - ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準に該当事由により利用期間の希望に沿えない場合があります。あらかじめご承知ください。
- 申請書、同意書兼誓約書のほか、別に定められた証明書類を添付してください。証明書類がない場合は、教育・保育給付認定の内容の確認ができませんので、保育施設などの利用ができなくなることがあります。
- 添付書類を含め、申請内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定を取り消します。

保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書

※ 以下の確認事項及び同意事項をよくお読みのうえ、裏面に署名をお願いします（署名をもって同意されたものとみなします）。

■ 保育施設の利用申込みに関する確認事項

1. 利用手続きに必要な書類は、提出期限日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、教育・保育給付認定を取り消し、退園していただくことになります。
2. 申込後、保育を必要とする事由や、就労の状況、世帯等の状況などに変更が生じた場合は、早急に市に連絡してください。市から依頼のあった書類を提出後、書類内容が事実と異なることが判明した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。（教育・保育給付認定が取り消されると保育所等を退園になります。）
3. 転園をする場合は、申込締切日までに「転園届出書」を提出してください。なお、この届は、当該子どもについて複数提出があった場合には最新のものを使用するものとします。
4. 利用申込を取り下げる場合は、市に連絡のうえ、「利用申込取下申出書」を提出してください。
5. 求職中の方は、求職中として認定を受けてから90日以内に就労証明書を提出してください。提出がないと、教育・保育給付認定期間が満了となり、そのあと保育所等を継続して利用することができません。引き続き利用を希望する際は、再度申込みが必要となります（再度利用調整することになります）。
6. 妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前3か月（出産日が属する月を含む）から、出産後8週間を経過する日の次の日が属する月の末日までとなります。引き続き継続して保育施設を利用するためには、別の事由・申請が必要となります。

■ 保育施設利用開始後の確認事項

7. 各施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に送迎してください。
8. 利用開始後に就労や世帯等の状況に変更が生じたときは、教育・保育給付認定の変更が必要になる場合がありますので、必要書類を添付し、早急に市に提出してください。
9. 保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなった場合は、教育・保育給付認定が取り消され、保育所等を退園することになります。認定期間が終了した場合、すみやかに退園申出書を提出してください。（ただし、認定こども園を利用し、必要な手続きを経て1号認定を受ける場合は引き続き当該認定こども園を利用することができます）
10. その世帯に保育料の滞納がある場合、滞納となった理由が真にやむを得ない（失業や災害、生活保護の受給）場合を除き、その兄弟姉妹が新規に保育所等の入園申込みをする場合、優先度の設定が減点されます。

11. 適正に保育料の算定や副食費の免除の可否を判定するため、税務課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。他にも、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。

・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・障害福祉課（同居者の障害に関すること）

※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。

12. 通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などは保護者負担となります。

ただし、副食費は一部の方において、費用が免除される場合もあります。保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

13. 適正な保育の実施等を行うため、以下の課から資料を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することがあります。

・市民課（戸籍、住民票） ・保護課（生活保護） ・市民健康課（児童の生育に関すること）

・障害福祉課、社会福祉課（児童の障害に関すること） ・防災安全課（災害発生時）

・消防局（火災・救急発生時） ・収納課（滞納関係）

※同様の業務を行う他の市区町村の組織も含みます。

14. 利用開始後、お子さんの健康状態や発達の状況により、お子さんの健康状況の確認や集団保育の状況を見させていただくことがあり、場合によっては施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。

15. 認可保育所の場合、保育料を滞納すると、施設経由で督促状を交付するほか、市の職員が電話や自宅訪問による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、地方税の滞納処分の例に従い財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて認可保育所に提供します。

16. 認可保育所以外の施設の場合、保育料が滞納となった場合、施設の職員が督促を行います。それでもなお納付がない場合には、市が徴収を代行する場合があります。また、保育料の収納情報を必要に応じて、市が施設に確認することがあります。

17. 認定の要件に適合しているかを確認するために「保育施設利用の教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。現況届の提出がない場合は、教育・給付認定を取り消すことがあります。（教育・保育認定が取り消されると保育所等を退園になります。

薩摩川内市長 宛

教育・保育給付認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の記載事項について同意します。

（署名欄）

同意年月日 令和 年 月 日

住所 鹿児島県薩摩川内市

保護者①署名

保護者②署名

※保護者①②は自筆で記入してください。

子ども氏名

就労証明書

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																			
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																			
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																																			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																																			
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																			
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>時間</td><td>分(うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">一月当たりの就労日数</td><td colspan="4">月間</td><td>日</td><td colspan="4">一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>日</td></tr> <tr> <td colspan="4">平日</td><td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td><td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td></tr> <tr> <td colspan="4">土曜</td><td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td><td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td></tr> <tr> <td colspan="4">日祝</td><td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td><td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日	平日				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)						土曜				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)						日祝				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)					
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																									
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																													
一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日																																																																							
平日				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
土曜				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
日祝				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>時間</td><td>分(うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>日</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td colspan="3">時 分 ~ 時 分</td><td>(うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日			主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分			(うち休憩時間 分)																																																																				
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																																	
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日																																																																																			
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分			(うち休憩時間 分)																																																																																	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>年 月</td><td>年月</td><td>年 月</td><td>年月</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td></tr> </table>	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																							
年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月																																																																																
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																																			
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																			
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																																			
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																			
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
18	備考欄																																																																																				
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																															
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				

■証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

証明日	○証明日(証明書発行日)を記載してください。
事業所名	○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名	○代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号	○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名／記載者連絡先	○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

No.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
------	----	--

■就労者に関する項目

No.2	フリガナ／本人氏名 生年月日	○本人の氏名、フリガナを記載してください。 ○本人の生年月日を記載してください。
------	-------------------	---

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。 ○平日、土曜、日祝のいずれかが就労がない場合は空欄で結構です。
No.6	就労時間 (変則就労の場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗じた時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例：○〇年6月、○〇年5月、○〇年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その後は備考欄に記載してください(例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その後は備考欄に記載してください(例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)
No.11	復職(予定)年月日	○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。 ○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。
-------	----------------	--

■追加の項目

No.14	(雇用契約の)満了後 入所が内定した場合の 育児休業の短縮可	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。 ○育児休業の終了予定日より前の日時ので保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.15	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.16	単身赴任期間(予定含む)	○単身赴任について期間を記載してください。
No.17	備考欄	○終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ○No.6に記載の就労時間帯につき、出勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出動しなければならぬ等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 ※農地面積など個人事業主等に対する事項に関しては、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.18	保護者記載欄	○児童名、児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてください。

就労証明書

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																			
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																			
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																																			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																																			
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																			
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>時間</td><td>分(うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">一月当たりの就労日数</td> <td colspan="4">月間</td> <td>日</td> <td colspan="4">一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平日</td> <td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">土曜</td> <td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">日祝</td> <td colspan="4">時 分 ~ 時 分</td> <td colspan="6">(うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日	平日				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)						土曜				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)						日祝				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)					
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																									
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																													
一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日																																																																							
平日				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
土曜				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
日祝				時 分 ~ 時 分				(うち休憩時間 分)																																																																													
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td> <td>☐ 月間 ☐ 週間</td> <td>時間</td> <td>分(うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td>☐ 月間 ☐ 週間</td> <td>日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td colspan="4">時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日			主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																							
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分																																																																																	
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日																																																																																			
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																																				
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>年 月</td><td>年月</td><td>年 月</td><td>年月</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td></tr> </table>	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																							
年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月																																																																																
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																																			
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)																																																																																			
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																																			
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																			
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																			
18	備考欄																																																																																				
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																															
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				

■証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

証明日	○証明日(証明書発行日)を記載してください。
事業所名	○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名	○代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号	○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名／記載者連絡先	○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

No.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
------	----	--

■就労者に関する項目

No.2	フリガナ／本人氏名 生年月日	○本人の氏名、フリガナを記載してください。 ○本人の生年月日を記載してください。
------	-------------------	---

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。 ○平日、土曜、日祝のいずれかが就労がない場合は空欄で結構です。
No.6	就労時間 (変則就労の場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗じた時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例：○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)
No.11	復職(予定)年月日	○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。 ○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。
-------	----------------	--

■追加の項目

No.14	(雇用契約の)満了後 入所が内定した場合の 育児休業の短縮可	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。 ○育児休業の終了予定日より前の日時の保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.15	育休延長可否	○育児休業の延長について「□可」「□可(予定)」「□否」にチェックしてください。
No.16	単身赴任期間(予定含む)	○単身赴任について期間を記載してください。 ※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。
No.17	備考欄	○No.6に記載の就労時間帯につき、出勤時間帯の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出動しなければならぬ等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 ※農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.18	保護者記載欄	○児童名、児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてください。

求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書

この申告書兼誓約書は、保育所等への入所を希望される方で、新規に求職活動を始めたり、起業の準備中であつたりする方がご記入ください。現在の活動状況について、下記の質問項目にご回答ください。また、就職した場合や起業した場合は、速やかに就労証明書をご提出ください。

1. 求職活動または起業準備を行っていますか。該当する項目にチェックしてください。

- ☐ 求職活動をしている(以下該当する項目にチェックしてください)。
- ☐ ハローワークに行っている。
☐ 求人情報誌や新聞の求人広告等を見ている。
☐ インターネットの求人情報サイトを見ている。
☐ 知人等の紹介により行っている。
☐ その他()
- ☐ 起業準備を行っている。
☐ 現在、求職活動または起業準備を行っていない(保育所等に決定・内定後に行う)。

※前職の離職日:令和 年 月 日

2. 求職活動または起業準備のためにどの程度外出していますか。

- ☐ 週 _____ 回
☐ 月 _____ 回
☐ 外出はしていない

3. どのような就労形態を希望していますか。

- ☐ 常勤(正職)
☐ パート・アルバイト(週 _____ 日、1日 _____ 時間程度)
☐ その他()
(※条件として、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労が必要です。)

4. この申告書兼誓約書を提出するのは、世帯内の以下のどなたになりますか。

- ☐ 生計中心者(自己都合による失業)→離職票の写しを添付してください。
☐ 生計中心者(解雇や倒産など上記以外による失業)→解雇通知等の写しを添付してください。
☐ 上記以外

上記記載内容に相違ありません。

また、私は、子どもが保育所等に入所できましたら、入所承諾期間内に就労証明書を提出いたします。なお、この期間内に就労証明書を提出できない場合は、保育所等を退園いたします。

令和 年 月 日

薩摩川内市長 様

住所

(上記申告をする保護者)

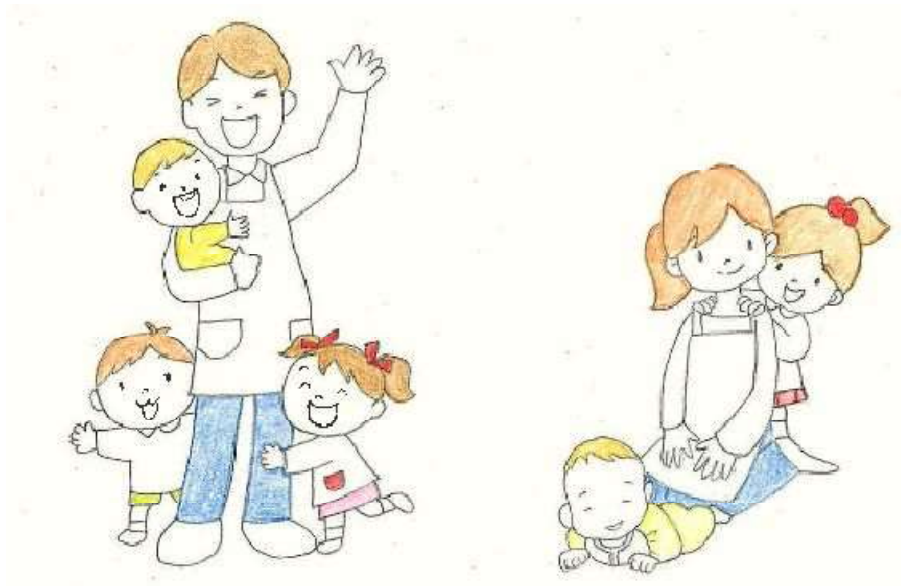
保護者氏名(署名)

※自筆により記入してください。

保育施設名

児童名 H・R . . 生

児童名 H・R . . 生



■ お問い合わせ ■

薩摩川内市役所

《本庁》

●子育て支援課 保育グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL (0996) 23-5111 (内線2362、2363)

《支所》

●樋脇支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1292 樋脇町塔之原 1173 番地

TEL (0996) 37-3111

●入来支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1492 入来町浦之名 33 番地

TEL (0996) 44-3111

●東郷支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1106 東郷町斧淵 362 番地

TEL (0996) 42-1111

●祁答院支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1595 祁答院町下手 67 番地

TEL (0996) 55-1111

●甑島振興局 地域振興課 市民生活グループ

〒896-1201 上甑町中甑 481 番地 1

TEL (09969) 2-0001

●下甑支所 地域振興課 市民生活グループ

〒896-1696 下甑町手打 819 番地

TEL (09969) 7-0311

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

薩摩川内市 保育

検索

